

## 資料

# 「オーストラリア二〇〇六年家族法制改革評価報告書（要約版）」（オーストラリア連邦政府・オーストラリア家族問題研究所、二〇〇九年二月）（翻訳）<sup>(1)</sup>

犬 伏 由 子／監修  
駒 村 紗 子／訳

### 一 資料の概要

#### 1 報告書の背景と意義

二〇〇六年オーストラリア政府は、一九七五年連邦家族法（The Family Law Act、以下連邦家族法とする）の改正である家族法改正＝共同親責任法（Shared Parental Responsibility Act 2006、以下二〇〇六年法とする）、及び家族関係支援サービス新設拡充を伴う一連の家族法制度改革を行い、この改革に、三九七、〇〇〇、〇〇〇オーストラリアドル（四年間で）の財政支出を認めた。二〇〇六年改革は子どもの最善の利益に焦点を当てたもので、父母が離別

した後も子どもの生活により多く関わること、子どもを家庭内暴力や児童虐待から保護すること、離別した父母が子どもの問題について訴訟手続によらずに協力的な取り決めを合意できるように援助することが目標とされた<sup>(3)</sup>。この政策目標具体化のために行われた前述の制度改革の第一が家族法改正（二〇〇六年法）であり、（1）一定の事由—家族内暴力・児童虐待などがある場合を除き、裁判所への訴訟申立ての前に、父母に家族紛争解決手続（Family dispute resolution、以下FDRとする）を経ることの義務づけ（二〇〇六年法第六〇条I）。（2）平等な共同親責任に有利な推定といった一連の規定により、離別後の父母双方が子ど

もの生活に関与することの必要性の強調（1100六年法第六一条DA、六〇条B一項<sup>(a)</sup>、六〇条CC一項<sup>(a)</sup>）、（3）家庭内暴力や児童虐待から子どもを保護する必要性の強調（第六〇条B一項<sup>(b)</sup>、六〇条CC一項<sup>(b)</sup>）、（4）子どもの問題に関してより対立的ではない裁判手続の明文化（第七章第一二A節）を主たる要点とした。第一が、家族関係支援サービスの新設拡充であり、その中で最も重要なものは、六五の家族関係支援センター（Family Relationship Centre<sup>(4)</sup> 以下FRCとする）<sup>(5)</sup>の開設であった。

オーストラリア政府は、1100六年、一連の家族法制度改革を行うとともに、この改革の影響を徹底的に評価し、将来の家族法領域での政策決定が厳密に収集され分析されたデータに基づいて進められることが必要であるとして、連邦法務省（the Attorney-General's Department (AGD)）と連邦家族・住宅・コムニティサービス及び先住民問題省（the Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs (Fahcsia)）を通して、オーストラリア家族問題研究所（Australian Institute of Family Studies<sup>(7)</sup> 以下AIFSとする）に法制度改革の評価を委託した。本評価報告書（1100九年一二月刊行）は、AIFSにより、1100七年から三年間にわたり実施され

た家族法制度改革の政策目標の達成度に関する評価事業の報告書である。<sup>(8)</sup>

本評価事業の結論として、離別父母や子どもが複雑多様な諸問題に直面しており、これに効果的に対応できる諸サービスを整えることが重要であること、家族法システムが、連携的に、タイムリーに子に焦点を当てて運用されることが必要であるとしている。評価事業において、家族システム内部にも多くの見方、多くの対立的ニーズが存在していることが明らかとなつたが、結局、第一次的に子どもの最善の利益に焦点を当てる」とや家族メンバーの安全を守ることが重要であるとする。このような結論自体は予想しうる常識的な結果かもしれないし、離別後の子どもの養育の在り方をめぐる人々の考え方を変えるといった1100六年改革の目標の実現に関して早急に評価しうるものではない。しかし、改革による影響を多くのデータにより論拠を持って検証し、着実に改革を定着させようとするオーストラリア政府の姿勢には学ぶべき点が多い。

なお、オーストラリア政府は、AIFSの評価に続か、さらに別の三つの検討を行うなど、特に、家庭内暴力に関する問題を中心に調査を続けている。<sup>(9)</sup>

## 2 評価の実施について

AIFSの評価研究は、二〇〇六年家族法改正、及び、家族関係支援サービスがどの程度法制度改訂の政策目標を達成したかを検証する目的で九個の評価項目（報告書第四章参照）に沿って行われ、次の三つの領域に関するプロジェクトにより、裁判所や行政機関の有するデータをも含めた広範な質的及び数量的調査分析であった。

第一、立法及び裁判所に関するプロジェクトは、二〇〇六年共同親責任法の履行状況の検討のために、家族法制度従事者のインタビューとグループディスカッション、家族法専門弁護士に対する調査、家庭裁判所や裁判例の分析を行った<sup>(10)</sup>。

第二、支援サービスに関するプロジェクトは、FRCの創設といった、支援サービス部門の変革が効果を挙げているかを見るために、支援サービス従事者の抽出グループへのインタビュー、FRSP（家族関係支援サービスプログラム）関係職員や利用者に対する調査を行った<sup>(11)</sup>。

第三、家族に関するプロジェクトは、離別父母の体験に焦点を当てたものである。調査対象者には、二〇〇六年改正前及び後に離別した父母、さらに、離別した父母を持つ子どもの祖父母も含まれる<sup>(12)</sup>。

以下は、AIFSの報告書（要約版）から、調査結果（第三章）、各評価項目についての総括（第四章）、及び結論（第五章）の部分を訳出（全体版からの補足も含む）したものであり、駒村絢子が翻訳を担当し、犬伏由子が監修（第三章）を行った。

\* なお、二〇一〇年三月、日本学術振興会「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」に基づく「現代型家族問題に対する法と臨床心理学の融合的視点からの解決モデルの提案」（研究代表立命館大学二宮周平教授）に関わるオーストラリア現地調査に犬伏及び駒村は同行する機会を与えられ、本評価報告書に関して有意義な情報を得ることができた。貴重な機会を与えて頂いた二宮周平教授に感謝申し上げる。

(1) 評価事業を担当したのは、Rae Kaspiew, Matthew Gray, Ruth Weston, Lawrie Moloney, Kelly Hand, Lixia Qu and the Family Law Evaluation Team である。

(2) 駒村絢子「離婚後の子の監護法制に関する一考察——オーストラリア連邦家族法における離別後の共同養育推進を手がかりに」法政論究八四号一六三頁参照。

(3) 二〇〇六年家族法制度改革の政策目標とは、(1)強固で健全な関係性を築き、離別を防ぐための支援を行うこと、

(2) 父母が離別後も子どもの生活により多く関与できるよう支援すること、及び、子どもを暴力・虐待から保護すること、(3) 有益な情報・アドバイス、実効性のある紛争解決支援システムなどを提供することにより、(訴訟にたよるのではなく) 子どもの最善の利益を考慮した父母間の合意形成を支援することと、(4) その他のサービスへの入り口となり、家族がこれらのサービスを利用しやすくするための分かりやすい窓口を確立することの四点であった。

キル訓練支援 (EDST)、家族関係カウンセリングサービスなどがある) や離別後支援サービス (PSS)、これには家族紛争解決手続 (FDR)、子ども面会交流支援サービス (CCS)、養育命令履行支援プログラム (POP) がある) が拡充された。

(6) 1100六年の一連の家族制度改革は、これに先立ち1100三年に出された、下院の家族及びコミュニティ問題に関する常任委員会 (House of Representatives Standing Committee on Family and Community Affairs) の調査に基づく勧告 (Every picture tells a story, <http://www.aph.gov.au/House/committee/fca/childcustody/report/fullreport.pdf>) に基づいて行われ、この勧告において、離別が子供や家族に及ぼす影響や、裁判所命令の長期にわたる影響などについての論拠のある調査が不足して、これとも指摘された (Evaluation of the Family Law Reforms by the Australian Institute of Family Studies: An online media resource, <http://www.aifs.gov.au/media.html> 参照)。

(7) AIFS は、1975年家族法に基づく1980年11月に作られた政府機関。

(8) [www.aifs.gov.au/institute/pubs/fle/index.html](http://www.aifs.gov.au/institute/pubs/fle/index.html) 全体版と要約版の入手が可能。

(9) <http://www.aifs.gov.au/media.html> 参照。

(4) FRC は、家族に関する情報・助言を与え、家族紛争解決手続 (FDR、一種のメディエーション) を行い、他のサービス機関への紹介窓口の役割も果たしている。FRC については、パトリック・パーキンソン (長田真里訳) 「別居後のペアレンティング (parenting) —オーストラリアにおける紛争解決プロセス」立命館法学III号 111四頁以下に紹介がある。

(5) FRC 以外に、家族関係支援電話相談 (Family Relationship Advice Line、以下 FRA)、オンライン家族関係支援 (Family Relationship Online、以下 FRO とする) が新設され、その他の初期支援サービス (EIS、これには、オーストラリア男性支援ホットライン、男性及び家族関係支援サービス (MFRS)、家庭内暴力に対する支援サービス (SFVS)、家族関係教育及びス

(10) 以下の五つのデータが利用された。法制度従事者に対する質的（インタビュー等）調査（QLS2008）、家族法専門弁護士調査（FLS2006 & 2008）、改正以前及び改正以前の裁判所資料（FCoA, FMC, & FCoWA court files）、裁判所統計（FCoA, FMC, & FCoWA administrative data2006-2009）、裁判集（FCoA, FMC, & FCoWA reported judgment2006-2009）。

(11) 以下の四つのデータが利用された。FRSP関係職員に対する質的（インタビュー）調査（QSFRRSP staff 2007-2008, 2009）、FRSP関係職員に対するオンライン調査（2008, 2009）、FRSP利用者調査（2009）、FRSPオンラインデータ（program data 2006-09）。

(12) 以下の四つのデータが利用された。一般父母電話調査（GPPS2006, 2009）、二〇〇六年改正前（二〇〇四年一月～二〇〇五年六月）離別父母調査（LBS2009）、離別父母経年調査（LSSFW1 2008）、離別父母の子どもに関する祖父母調査（GSFS 2009）。

### 〔犬伏由子〕

家族法制改革の評価にあたっては、家族法制度の利用者たる家族の特徴を明確に理解することが重要である。その特徴とはすなわち、家庭内暴力、精神的健康の問題、薬物・アルコールの濫用及びその他の依存症に関する問題を抱えている割合、並びに、父母間の関係の質内容についてである。家族法制度は社会のあらゆる階層の家族を対象とするが、離別父母はパートナー関係にある父母に比べて、平均的に、教育レベルが低く、学齢期前の子どもを抱えている傾向がある。<sup>①</sup>

## 一一 翻訳——評価報告書

### 評価報告書の目次

第一章 評価事業の背景……………省略

(1) 家庭内暴力<sup>(\*)<sup>10</sup></sup>及び安全面に関する懸念

離別した母親の約三分の一、及び、離別した父親の半分

第二章 評価の方法……………省略
第三章 評価事業からの知見……………以下翻訳
第四章 主要な評価項目に関する示唆
第五章 結論

## 第二章 評価事業からの知見

### 一 離別父母の特徴——家族関係及びその福祉における課題

家族法制改革の評価にあたっては、家族法制度の利用者たる家族の特徴を明確に理解することが重要である。その特徴とはすなわち、家庭内暴力、精神的健康の問題、薬物・アルコールの濫用及びその他の依存症に関する問題を抱えている割合、並びに、父母間の関係の質内容についてである。家族法制度は社会のあらゆる階層の家族を対象とするが、離別父母はパートナー関係にある父母に比べて、平均的に、教育レベルが低く、学齢期前の子どもを抱えている傾向がある。<sup>①</sup>

強は、離別前または離別時に、他方親からの心理的虐待を受けたと回答した。また、離別した母親の四分の一、

及び、父親の約六分の一が、離別前に他方親からの身体的暴力を受けていたと述べており、その大半において、子どもがそのような虐待または暴力を見聞きしてしまったという回答であった。家庭裁判所（オーストラリア家庭裁判所、連邦治安判事裁判所及び西オーストラリア州家庭裁判所）資料を検討するに、裁判所係属事件の過半数において、家庭内暴力の主張がなされた書面上の記録があつた<sup>(\*)11</sup>。子どもその他方親との現在の面会交流に関して安全面の懸念を抱いていると回答した離別父母は、全体の約五分の一を占めた。そのうち九〇〇%は、かつて他方親からの身体的暴力または心理的虐待を受けた経験があつた。

## (2) 精神的健康、及び、アルコール依存その他薬物濫用

離別した母親の半数、及び、離別した父親の約三分の一は、離別前の家族において、精神的健康の問題、及び／または、アルコールその他薬物の濫用、若しくはその他依存症の問題を抱えていたと回答した。

### (3) 離別父母間の関係の質

多くの離別家族は複雑な問題への対応を迫られていた。

しかし、離別父母の大半（母親は全体の六二%、父親は全体の六四%）においては、離別後一五カ月を経過した時点での他方親との関係は友好的または協力的なものであつたという事実を見失わないうことも重要である。他方、約五分の一の離別父母においては、父母間の関係は疎遠なものであつたし、五分の一弱は高度な葛藤または恐怖を伴う関係であつた。

(\*)10) (原文注の番号は、第一章・第二章を省略したため

(\*)10) から始まる) この領域においては、定義に関する複雑な問題が認められる (Fehlberg, Behrens, & Kaspiew, 2008, p. 185 参照) が、本評価事業においては、主要な関連制定法及び実務文書にて用いられている用語である) とから、「family violence」(「家庭内暴力」と訳す、訳者追加) という用語を用いる (連邦家族法第四条及び Winkworth & McArthur, 2008 参照)。

(\*)11) これらの数値は、the Longitudinal Study of Separated Families (LSSF W1 2008) 調査による統計データに基づいてくる。同調査は本評価事業の一端として行われたもので、二〇〇六年七月以降に離別した父母のうち児童扶養局 (CSA) 利用者を対象としている。本調査の

設問としては、the ABS Personal Safety Survey 2005 調査における設問に修正を加えたものを用いた。父母に対して行った質問は、次の通りである。(a)離別前に他方親からの身体的暴力を受けたことがあるか否か。そして、もある場合には、子どもがその虐待または暴力を目撃したか否か。(b)離別前または離別時に、他方親からの心理的虐待を受けたことがあるか否か。なお、心理的虐待については、その多様なパターンを示してもらうべく、以下の選択肢を用意した (i)回答者における次のような行動を妨げること、すなわち、家族若しくは友人との接触、電話若しくは自動車の使用、または、家庭の財産の把握若しくは使用、(ii)辱めまたは貶める意図をもつて回答者を侮辱すること、(iii)回答者の子ども、その他家族／友人、回答者、ペットまたは加害者自身に危害を加えると脅迫すること、及び、(iv)財産に損害を加え、または、財産を破壊すること。(c)現在、子どもと他方親との面会交流の結果として、(回答者自身または子どもの) 安全面に関する懸念を抱いているか否か。なお、大規模の調査手法は、回答のあつた諸行為が攻撃的なものか若しくは防御的なものかに関して、または、その行為対象（客体）に対する主観的なインパクトに関する、確実な情報を収集するには、一般的にはあまり適していないということに留意を要する。

二 新設拡充された家族関係支援サービスの利用及び実効性  
二〇〇六年から二〇〇八年にかけて、全FRSP（家族関係支援サービスプログラム）の利用者数が次の通り増加した。

- FRC利用者.. 約一四、〇〇〇名から約六〇、〇〇〇名
- FDR利用者.. 約一四、五〇〇名から約二一、五〇〇名
- CCS利用者.. 約一一、〇〇〇名から約二三、五〇〇名
- POP利用者.. 約三、〇〇〇名から約八、〇〇〇名
- SFVS利用者.. 約三、五〇〇名から約七、〇〇〇名
- MFRS利用者.. 約二四、〇〇〇名から約二八、〇〇〇名
- カウンセリングサービス利用者.. 約六三、五〇〇名から約一〇一、〇〇〇名

- EDST利用者.. 約一一一、〇〇〇名から約四九、五〇〇名

### (1) 初期支援サービス (EIS)

二〇〇六年法制改革の一端として、初期支援サービス (EIS)<sup>③</sup>への追加資金投入が行われた。目的は、夫婦の離別防止及び強固で健全な家族関係の構築の支援である。パートナー関係にある父母においてその関係上の問題を生じなかつたというケースでは、その関係について支援を受けるために家族関係支援サービスを利用した者はごく少数

派であった（全体の約一〇分の一）。しかしながら、父母のパートナー関係上、何らかの段階における深刻なトラブルが生じていると考えたケースでは、そのうち半数が、その問題に対処するべく関係支援サービスまたはその他支援サービスを利用していた。これらサービスを利用した父母は、他のEISサービス利用者と同様に、そのサービスについて高レベルの満足度を示していた。

## (2) 離別後支援サービス (PSS)

一〇〇六年法制改革以降に離別した父母においては、全体の約三分の二が離別後に家族関係支援サービスを利用していた。また、法制改革以前に離別した父母よりも、弁護士または裁判手続を利用したという割合が小さかつた (Wave 1 of the Longitudinal Study of Separated Families [LSSF W1] 2008 調査及び the Looking Back Survey [LBS] 2009 調査のデータ参照<sup>④</sup>)。しかしながら、離別を検討する場合に弁護士に相談するところの重要性については、これを肯定する割合が、法制改革以降、離別父母及びパートナー関係にある父母共に増加した (the General Population of Parents Surveys [GPPS] 2006 and 2009 調査のデータ参照)。

支援サービスの主な利用者は、パートナー関係上重大な問題を抱えていた父母である<sup>⑤</sup>。例えば、家族関係支援サービスを利用した離別父母は、利用していない離別父母に比べて、家庭内暴力、精神的健康の問題、または、薬物及びアルコール依存の問題を抱えている割合が遙かに大きかった。また、サービスを利用した離別父母は、その子どもの他方親との関係が疎遠なものであるか、または、葛藤若しくは恐怖を伴うものである傾向も高かつた。

家族紛争解決手続支援サービス (FDRサービス) もまた、かなり複雑かつ葛藤の激しいケースへの対応を主としている。FDRへと紹介されたケースのうち半数まではいかずとも相当数は、深刻な家庭内暴力または子どもに対する虐待のリスクを抱えており、FDRサービス提供者によつて、FDRには不適応で、一〇〇六年法第六〇条一九項規定の必要的FDRの例外的免除の要件を充足するケースであると判断された。

EIS利用者と比べると、離別後支援サービス (PSS) 利用者によるサービス評価は多くの面で厳しいものであつたが、FRC及びFDRサービスは利用者の大多数から好評を得た。

FRC及びFDRサービス利用者は、各評価項目のうち、

離別後における他方親との交渉支援提供については概ね高評価を与えた。他方で、利用者自身が求める支援の提供能力という点に関しては、他の対面型 F R S P サービスの利用者よりも評価が厳しい傾向にあつた。父母の関係破綻の原因となつてゐる諸問題の複雑さに照らせば、これは驚くことではない。

サービス従事者は、自機関の関連サービス提供能力を一般的に高く評価していて、様々なタイプの家族に対応可能であるという点については総じて自信を有していた。しかしながら、言語及び文化の障壁については、かなり多くの職員から問題視されていた。多くの支援サービスにおいて、通訳サービスを利用しなければ、その所在地で用いられてゐる多種多様な言語をカバーできないという現実を表していると言えよう。

以上を要するに、離別後の紛争への一次的対応としては、法律サービスの利用が減少し、家族関係支援サービスを利用するというケースが増加していることが明らかである。父母の離別後における子どもをめぐる紛争について、その一次的な把握・対応を家族関係問題の観点から行う割合が拡大しているという文化的な変革が見て取れる。

### 三 養育措置の取り決めへの経路

二〇〇六年法制改革以降に離別した父母のうち四分の三近くが、子どもの養育に関する問題を離別後約一年以内に解決処理していた。これら父母のうち、半数には満たないものの相当数は、カウンセリング、F D R、弁護士または裁判所といった支援サービスをほとんどまたは全く利用していなかつた。対して、サービスを利用していた場合における、その利用サービス種類数の平均は一人当たり一・八件であつた。他方、「問題処理に取り組んでいる最中である」（“still sorting things out”）という父母は全体の五分の一未満であつた。そして、「一切未処理である」（“nothing was sorted out”）という父母は一〇%に過ぎなかつた。

養育紛争解決の主たる手段は他方親との協議であり、次いで多かつたのは、措置の取り決めは「たまたま成立した」（“just happened”）という認識であつた。この点は、父母の離別時期が二〇〇六年法制改革以前のケースと以前のケースの両方に共通していた。既に合意を締結した父母、または、合意を目指して父母間で協議中である父母の大半は、その合意へ向けたプロセスは、自身、元パートナー、そして子どもにとつて有益なものであると感じていた。法

母に比べて、弁護士及び裁判所を利用して問題解決または取り決めのための支援を受ける傾向が非常に高かった。

多くの離別父母は、養育措置をめぐって激しく争うことはなかつた。大半の父母は、措置の取り決めについて私的な方法で交渉することは子どもにとつて好ましいことであると考えており、交渉プロセスへの満足度は概ね高かつた。

また、重要な知見として、二〇〇六年七月（の法制改革、訳者追加）以降に離別し、既に養育措置の取り決めに至つた父母のうち半分が、家庭内暴力を受けた経験があることも報告していた（その暴力の内容としては、心理的虐待のみを受けたという回答が、それと共に身体的暴力も受けたという回答の約二倍であった）。他方、養育措置の取り決めへ向けて現に処理の最中か、または、未だ一切未処理という父母では、そのうち約四分の三に暴力被害の経験があつた。そのうち三分の一は身体的暴力も受けっていたが、五分の二強は心理的虐待のみを受けたということである。<sup>⑦</sup>

なお、二〇〇六年法制改革前後共に、支援を求めた離別父母のサンプルにおけるその利用した手続への満足度は、FDRサービスを利用した父母が最も高く、裁判所を利用した父母が最も低かつた。弁護士に支援を求めた父母は、大体両者の中間であった。<sup>⑧</sup> このような利用者の評価パター

ンには、裁判所にまで行くケースの大半、さらには、それ程までではないとしても弁護士を利用するケースというのは、非常に困難な問題を抱えているものであるという事実が現れていると言えよう。

F R S P サービスの職員は、概して、利用者支援のために必要な家族法制改革に関する知識を十分に備えていると自認していたが、E I S 職員はこの点に関する自信度が最も低かつた。これらサービスの提供者は、通常、自機関における紹介のプロセス及びプロトコルについて自信を有していた。全般的に、というわけでは決してないものの、多くの場合、自機関における他のF R S P サービス及びその他諸サービスとの協働体制を高く評価していた。同時に、自機関の利用者の多くがF D R 利用のための要件について明確に理解していないと考えていた。<sup>⑨</sup>

F R A L 職員は、自機関における他のF R S P サービスとの協働体制や紹介の経路に関する自己評価が他のサービス機関職員よりも低かつた。<sup>⑩</sup> おそらくは、F R A L が電話サービスという相対的に孤立したサービスであることや、多くの件数の電話相談に比較的短時間で対処するというそのサービス内容ゆえに、同サービスの「外にある（“out there”）」諸サービスの真の内容について不明確な点が

様々生じてしまうのであろう。

家族関係支援センター（FRC）の窓口としての働きは、未だ十分に確立していない。FRCを家族法制度にとつて必要不可欠な存在として捉えていたのは、他のサービス提供者全体のうち約半数、及び、実務弁護士のうち約三分の一に過ぎなかつた。しかしながら、多くの家族法専門弁護士が諸サービスに利用者を紹介することに抵抗感を示していた中で、他サービスへの紹介業務を行つてゐる弁護士の多くは、FRCへの紹介は他サービスへの紹介よりも不安が少ないと考えていた。

（\*12）但し、センターリンク（FRALはセンターリンクから職員の供給を受けている）との協働体制を除く。

#### 四 家族紛争解決手続（FDR）

FDRは、多くの親子にとつて有益なものであるように思われる。法制改革以降に離別した父母のうち、父親の三一%及び母親の二六%が「FDRまたはメディエーションを利用したことがある」と回答している。この回答者グループ中約五分の二はFDRにおいて合意に達し、その大多数はLSSF W1 2008 調査時点（離別から約一年後）でもなお合意内容通りの措置を行つていた。<sup>⑪</sup>他方、FDRにおいて

合意に達しなかつた父母も、その大半が同調査時点で既に紛争を解決していた。FDRが直接合意に結びついたか否かにかかわらず、FDRを行つたことがあり、そして、紛争を解決するに至つた父母の大多数は、その紛争解決は主に当事者間の協議によるものであつたと感じていた。この回答結果は、自律的な紛争解決へ向けて紛争当事者をエンパワーメントする、というFDRの主たる目的に合致している。ちなみに、父母がFDRの時点で合意に達するところなく、証書の交付を受けた（すなわち裁判制度の「利用資格」（"entry."）を付与された）というケースは、問題の解決または紛争に関する取り決めに至つた割合が最も低かつた。<sup>⑫</sup>

FRCへと紹介された紛争の大多数は、複雑なケースであるように思われる。実際のところ、FRCは、過去若しくは現在における暴力、恐怖、または機能不全行動の経験のために、和解が幾らか困難になつてゐる非常に多くの父母にとって、初期段階における支援への窓口となつてゐた。<sup>⑬</sup>FRCは、一部の弁護士からは、複雑なケースを効果的に仕分けして他サービスへと紹介するための最も合理的な窓口として認識されている。困難なケースをFRCまたはFDRサービスへ紹介することは、一つの保険として見られ

ている場合があるということも判明している。例えば、中には二〇〇六年法第六〇条 I 九項規定の例外の要件を満たすことが明らかなケースがあつても、弁護士は裁判所において同例外要件の充足が認められるという確信を必ずしも持てるわけではないので、そのようなケースについては、FDR 士から証書の交付を受けることが多いという。他方で、例外要件をおそらくは充足するであろう父母について、FDR を開始し、更に／または FDR を完了させる場合もある。<sup>14)</sup>

このように紛争解決をめぐる判断の難易度として最も困難な部類に属するケースに関して、「最善の」経路を予測するのは容易なことではない。サービス利用者の中には、FDR の利用または合意の締結を強制されたように感じたと回答する者も見られた。しかし、同じく複雑な家族ダイナミクスを抱えているように見える他の利用者からは、それとは異なる回答結果も得られた。FDR の更なる発展を目指して、FDR 士の資格認定用に、新たなスキルを組み込んだ訓練が用意されている。

統計データによれば、弁護士の利用と FDR の利用とはかなり重複している。弁護士が果たすべき利用者の代弁人としての役割は、FDR 士の業務に対して補完的または競

合的なものである可能性がある。従つて、弁護士・FDR 従事者間、及び、弁護士・支援サービス部門間において、FDR に対する責任体制としての協働的な取り組みを推進する施策を講じれば、FDR サービスの効果は高まるであろう。FDR 従事者及びその他サービス部門職員において、自機関利用者の葛藤増幅と信頼低下を互いに招くことのないようにするために、機関相互の協働的な取り組みを積極的に進めていく必要がある。

統計データからは、FDR 及びサービス部門一般に対する弁護士の根強い懸念が読み取れる。しかし、他方では、特に地域のセンターを中心に、弁護士、FDR 従事者及びその他サービス従事者が、元パートナー間ににおける、子どもの成長発達の手助けになるような離別後の措置の取り決めを目指して、協働していたケースも数多く存在していた。

## 五 世話時間に関する措置の取り決め——コミュニティの意見、各種措置の実施割合及び持続性、並びに、経年的な傾向について

二〇〇六年家族法制改革の主たる目標は、子どもは家庭内暴力または児童虐待から保護されるという条件の下、父母が離別後も共に子どもの生活により多く関与するよう

促進するといふ」とであつた。「関与」の具体的な内容は、次の通りである。(a)可能な場合は泊まりがけで、子どもを一次的に世話することと、(b)子どもの生活スタイル全般及び福祉に関わる諸決定に寄与する」と、並びに、(c)子どもを扶養する」と等である。このように「父母の関与」は「親責任」（“parental responsibility”）の行使と重なるといふがあるが、「関与」は「（実際に）生じる」と（“what happens”）として理解されるのに対し、「責任」（“responsibility”）は責任または義務の観念を示すものである。ノルマでは、父母が離別後に子どもと共に過ごす時間について説明する。次の六では、子どもの世話時間に関する措置の取り決めについて、その交渉プロセスや各世話時間の措置」との家族の特徴に焦点を当て、七では、子どもに関する決定及び子どもの扶養への父母の関与に着目する。

なお、本評価事業においては、「世話時間の分担」（“shared care time”）とは、子どもが父母各々の許で、一年のうち三五～六五%の夜を過ごすという状況を指し（児童扶養制度（the Child Support Scheme）上の分類に従つて）、「世話時間の均分」（“equal care time”）とは、子どもが父母各々の許で四八～五一%の夜を過ごすところが状況を指す。

一八歳未満の子どもを持つ父母の大半は、離別後も父母各々が子どもへの関与を持ち続けることは子どもにとつて有益であるという点に賛成していた（二〇〇九年のインタビューでは八一%）。二〇〇六年時点では、離別後も父母各々が子どもへの関与を持ち続けることは子どもにとつて有益であると考える父母の割合は、これよりも若干低かった（七七%<sup>13</sup>）。この割合の増加は、父母の継続的な関与の重要性に対する確信の高まりという小さな文化的な変革を表しているのであろうが、この傾向が今後も持続するのか、あるいは、搖らぎやすい意見パターンの一端の現れに過ぎないのかを判断するには、更なる観察が必要である。加えて、二〇〇九年調査においては、大半の父母が、たとえ三歳未満の子どもであっても、父母各々と大体半分ずつの時間と共に過ごすことが適切な場合があると考えていた。<sup>16</sup>

父母が離別した子ども全体のうち、「世話時間の分担」を行う子どもが占める割合は、二〇〇六年法制改革以降に増加した。この点は、離別父母、CSA及び裁判所資料を対象とした各調査の統計データの比較によつて明らかになっている。裁判所資料の統計データからは、特に裁判所の決定により紛争が終結したケースにおけるその増加が著しかつた」とが見て取れる。

しかしながら、「世話時間の分担」を行うケースの割合増加は法制改革のかなり以前からのことであり、国際的な傾向の一端であるように思われる。<sup>(17)</sup> 二〇〇六年の法制改革で「世話時間の分担」の増加に拍車がかかった否かは、この傾向についての更なる検証によつて明らかになるであろう。

「世話時間の分担」を行うケースが全体に占める割合が増加しているとはいゝ、実際にこれを行つてゐる子どもはごく少數派である。LSSW1 2008 調査の統計データによれば、二〇〇六年七月～二〇〇八年九月の間に父母が離別した（さらには、二〇〇七年に CSA に登録された）子どもたち、一六%が「世話時間の分担」を行つてゐたが、その割合は子どもの年齢によつてかなりの差があつた。<sup>(\*14)</sup> 具体的には、子どもの年齢ごとに次のような割合であつた。<sup>(18)</sup>

- ・三歳未満の子ども .. 八%
- ・三歳～四歳の子ども .. 二〇%
- ・五歳～十一歳の子ども .. 二六%
- ・一二歳～十四歳の子ども .. 二〇%
- ・十五歳～十七歳の子ども .. 一一%

大半の子どもは、ほとんどの夜または毎夜、母親の許で過ごしており、毎夜母親の許で過ごすという子どもが全体

の三分の一を占めていた。父親の許に一切宿泊しない子どものうち三分の二は日中に父親と面会していたが、残りの三分の一は父親と一切面会していなかつた。<sup>(19)</sup>

また、二〇〇四年一月～二〇〇五年六月に離別した父母に焦点を当てた LBS 2009 調査の統計データによれば、離別から約四～五年経過時点での継続率が最も高い世話時間の配分は、（子どもが主に、または、専ら母親の許で暮らすという）伝統的な措置であつた。次いで継続率が高かつたのは、「世話時間の均分」の措置であつた。そして、これと同程度の継続率と思われたのは、子どもが父親よりも母親の許で多くの夜（年間五三～六五%）を過ごす形での「世話時間の分担」、及び、子どもが父親の許で六六～一〇〇%の夜を過ごすという配分情況であつた。

要するに、子どもが父親よりも母親の許で多くの夜を過ごすという伝統的な世話時間の配分は、依然として最も多く、かつ、離別から四～五年経過時点において最も安定した配分であるように思われる。<sup>(20)</sup> しかしながら、「世話時間の分担」ケースは、離別父母全般及び訴訟で争つた父母特に裁判所の決定によつて紛争が決着したケース——の双方において増加している。

(\*13) 二〇〇六年及び二〇〇九年実施の GPPS 調査の統

計データによる。

（\*14）LSSF W1 2008 調査において、一八歳未満の子どもが複数いた父母については、子どもの世話時間の措置（その他子どもの福祉等の子どもに関する様々な事項）は複数いる子どものうち一人のみに関するものとした（当該子どもを「調査対象たる子ども」（“focus child”）と称する）。LBS 2009 調査についても同様の扱いとした。

全グループ中で最低であった。この二グループ間には明確な社会人口学的類似性があつたものの、父母の住居地間の距離、養育措置に関する解決処理の在り方及び家族ダイナミクスは、それぞれ全く異なっていた。

第一に、子どもに一切会っていない父親は、日中のみ子どもとの世話をしている父親に比べて、子どもの母親の居所から一〇km以内または時間にして車で三〇分以内の場所に住んでいる割合が低かった（前者の父親グループでは、父親が母親の居所から少なくとも五〇〇kmまたは車で六時間の場所に住んでいるケースが全体の約三分の一を占めた）。また、子どもに一切会っていない父親は、日中のみ子どもとの世話をしている父親に比べて、すでに新たなパートナー関係を結んでいる割合が高かった。

第二に、父親に一切会っていない子どもの父母では、日中のみ父親の世話を受けている子どもの父母と比較して、養育措置の取り決めについて既に決着が付いているという回答割合が低かった。そして、養育措置の取り決めについて既に決着が付いている場合も、主に父母間の協議によつて決着が付いたという回答割合が低く、それよりも養育措置は「たまたま成立した」（“just happened”）という回答

比較的若く、子どもの誕生時におけるカップルの同居率が割合の方が高かつた。

第三に、家族ダイナミクスに関する、父親に一切会つていいない子どもの回答では、父母間のコミュニケーションの頻度がより少ないと共に、父母間の関係について高度な葛藤または恐怖を孕んでいると形容する傾向が高く、友好的または協力的な関係と評する割合が低かつた。この点と矛盾なく、このグループの父母は、子どもが日中のみ父親に会つているグループの父母よりも、他方親からの身体的虐待を受けた経験があるという回答割合が高かつた。

また、このグループの父親は、日中のみ子どもの世話をしている父親と比較して、心理的虐待のみを受けた経験があるという回答割合が高かつた。

面会交流の問題をめぐって父母自身の安全面または子どもの安全面に関する懸念を訴える割合も、父親に日中のみ会つてている子どもの父母よりも、父親に一切会つていない子どもの父母の方が高かつた。離別前に精神的健康の問題、アルコールその他薬物の濫用の懸念、及び、ギャンブル等の依存症の懸念を抱えていたという回答割合も、やはり、父親に日中のみ会つてている子どもの父母よりも父親に一切会つてない子どもの父母（特に母親）の方が高かつた。

全体的に、以上のような家族機能に関する問題については、父親が日中のみ子どもの世話をしている家族と父親が

一年のうちわざかな夜（年間一～三四%の夜）のみ子どもを世話している家族との間に類似性があるようと思われた。子どもが父親に一切会つていない家族は、他の大半の家族グループと比較して、家族機能に関する問題点を抱えている傾向にあった。

「世話時間の分担」を行つている父母は、自身の養育措置が子ども及び父母にとって有益なものであると考える割合が、他の世話時間の配分を行つている父母と同程度か、または、それより高かつた（「世話時間の分担」を行つていて、同措置の父母及び子どもの三者全員にとって持つ意味の評価を行つた父母のうち七〇～八〇%は、同措置は父母及び子どもの三者全員にとって有益なものであると評価した）。「世話時間の分担」を行つている父母の大多数は、父母間の関係は友好的または協力的なものであると答えたが、父親が子どもと共に過ごす夜がより少ない家族または父親が日中のみ子どもの世話をしている家族（特に後者グループ）の父母と比較すると、家族ダイナミクスをめぐる問題を抱えているという回答割合が高かつた。例えば、父親が日中のみ子どもを世話している家族と比較すると、「世話時間の分担」を行つている家族では、離別前に何らかの形で家庭内暴力を受けた経験があると回答する傾向が

父母共に高かつた。

大体のところ、現在の他方親との面会交流に伴う不安と共に、離別前に暴力を受けた経験や精神的健康に関する問題認識、アルコールその他薬物濫用または一定の嗜癖行動が存在していたという回答は、他のグループよりも、子どもが父親に一切会っていないグループまたは子どもが母親と共に過ごす時間がわずかであるか、若しくは、一切ないというグループの父母において多く見られた。以上のような結果は、子どもの福祉を保護するという家族法制度の目標に適つてはいるが、裏を返せば、「世話時間の分担」を行つてはいるが、家庭内暴力に見舞われた経験があつたり、その安全面に関する懸念を一方親が抱いていたり、さらには、機能不全的な父母の振る舞い及び関係にさらされたりしている、ということである。

## (1) 父母による共同決定<sup>(21)</sup>

父母による共同決定は、子どもがほとんどまたは全ての夜を一方親の許で過ごすという世話時間の配分を行っているケースよりも、「世話時間の分担」を行っているケースにおいて遙かに多い。例えば、子どもの教育に関する決定を父母が共同で行っているという回答割合は、子どもに日中のみ会っている父親では三二%に過ぎなかつたのに対し、 「世話時間の均分」（子どもが父母各々の許で年間四八%五二%の夜を過ごしている）を行っている父親では全体の七九%を占めた。

## 七 親責任——子どもに関する諸事項の決定及び扶養

共同親責任はどの程度行われているか、という点についての分析は、離別父母を子どもの生活へより一層関与させていう政策目標の達成度を評価するために最も重要である。本評価事業においては、(LSSF W1 2008 調査の一

また、父母による共同決定は、離別前に父親が子どもの日常の活動にどの程度関与していたかということにも密接に関連していた。すなわち、離別前の父親による関与のレベルが高いほど、離別後に子どもに関する決定を父母共同で行っているという回答割合が大きい傾向にあつたのである。

父母による共同決定は、離別父母が共に子どもの生活に

端として、）子どもの長期的な成長発達及び福祉に影響を及ぼす重要な事項に関する決定を父母が共同で行っているか否か、並びに、子どもの扶養に関するデータを収集した。<sup>（\*15）</sup>

関与し続けるための重要な手段になるが、家庭内暴力の危険が存在する場合には、そのメリットは削がれてしまう。子どもの他方親から心理的虐待若しくは身体的暴力（特に後者）を受けた経験がある、または、現在、他方親との面会交流に関して安全面の懸念を抱いているという回答のあ

つたケースでは、父母による共同決定を行っているとの回答は少なくなる。しかし、それでもなお、過去における家庭内暴力の経験または現在の安全面の懸念を訴えた父母の大部分が、共同決定を行っていると答えていた。例えば、安全面の懸念を抱いている母親のうち三七%が、教育に関する決定を父母共同で行っていると回答した。

決定の実際の在り方に関する父母の回答は実に様々なものであつたが、親責任に関する法的命令においては、法律上の決定権限を父母双方に付与しようという二〇〇六年法制改革以前からの強力な潮流が現れている。共同親責任命令が行われる程度に重要な変化が生じたという証左はない。なお、裁判所の決定により行われる命令は、合意命令よりも、父母の一方（母親が多い）に決定権限を付与する傾向が高い。一方親が決定権限から排除されたケースにおいては、家庭内暴力及び児童虐待の懸念が存在しているのが通常である。<sup>22)</sup>

(\*)15) 本評価事業の検討対象たる決定とは、子どもの教育・健康管理・宗教的及び文化的な紐帶、並びに、スポーツ及び社会活動に関する決定である。

## (2) 離別後の扶養

父母の離別後も子どもの扶養を継続するということは、父母の子どもへの関与におけるもう一つの重要な側面である。子どもの養育費支払義務を負う父母の過半数が、（支払額及び時期の両方で）その義務を完全に果たしていると回答していた。そのような回答は養育費受領者側よりも支払義務者側（特に父親）に多い傾向があつた。子どもが主に母親と共に暮らしているケースにおける養育費支払者の父親と受領者たる母親では、「世話時間の分担」を行つているケース及び子どもが主に父親と共に暮らしているケースの父母よりも、養育費の支払いまたは受領を行つているという回答割合が高かつた。しかしながら、子どもの養育費支払義務の遵守と世話時間の配分との間に明白な相関はなかつた。

支払額または支払時期の各点について支払義務を遵守していないというケースは比較的まれであるようと思われたが、支払者たる父親の二一%は、支払額・時期共に義務通

りに支払っていないと回答した。子どもに関する決定を共同で行っている父母は、そうでない父母よりも、支払義務を全うしているとの回答割合が高かつた。<sup>24)</sup>

父母は概して、現在の子どもの養育費支払いは、自身及び他方親にとつて公平なものであると考えていた。但し、自身にとつて公平であるというその認識は、回答者の立場が支払者側か受領者側かということや、世話時間の配分、及び、子どもに関する決定の実際の在り方によつて様々に異なつていた。例えば、養育費に関する措置は自身にとつて公平なものであると考えている割合は、受領者たる母親より支払者たる父親の方が高かつた。<sup>25)</sup> そして、支払者たる父親の中でも、「世話時間の均分」を行つている父親はその公平感が最も低く、次いで、子どもに一切会つていない父親が低かつた。<sup>26)</sup> 父親に一切会つていない子どもの母親は、養育費支払いが母親自身にとつて公平なものであるという回答割合が受領者たる母親の全グループ中最低であった。加えて、子どもに関する決定の責任を共同で担つてている父母は、そうでない父母と比べて、現在の養育費支払いを公平なものと評する割合が高かつた。

しかしながら、以上のような児童扶養制度の公平性の認識をめぐる諸知見を解釈するにあたつては、本調査データ

は新しい養育費算定方式が二〇〇八年七月に導入された直後に収集されたものであるといふことへの留意が重要である。すなわち、本調査期間は、多くの父母にとつて移行期間に当たつていたのである。

## 八 親責任及び世話時間——弁護士及びその他サービス提供者の視点と実務

父母は離別後も子どもに対する責任を共に担うべきであるという原理は、父母、家族関係支援サービス従事者、及び、家族法制度従事者から非常に強力な支持を得ていた。しかしながら、家族関係支援サービス提供または法律部門に従事する者の多くは、制定法上の共同親責任概念の規定の在り方によつて問題が生じていると考えていた。二〇〇六年法は、離別後の養育措置について検討する際の出発点は「平等な共同親責任」（“equal shared parental responsibility”）の推定であると規定する（同法第六一条DA）。この推定の適用に従つて命令が行われる場合、裁判所は、子どもが父母各々と「平等な」（“equal”）または「十分かつ重要な時間」（“substantial and significant time”）を共に過ごすといふ命令について、それが子どもの最善の利益に適い（第六五条DAA一項a号）、かつ、合理的に実現

可能である（同項 b 号）といふことが認められる場合には、同命令を行うことを検討し「なければならぬ」（“must”）（第六五条 D A A）。

平等な共同親責任の推定は、家庭内暴力または児童虐待があつたことを「認めるべき合理的な理由が存在する」（“are reasonable grounds to believe”）場合には適用されない。むろに、裁判所は、暫定命令手続においては、同推定を適用しない裁量を有する（第六一条 D A 三項）。同推定の適用は子どもの最善の利益に適うものではないといふことが証明される場合、同推定の適用を否定することができる（第六一条 D A 四項）。しかしながら、至高の事由は依然として子どもの最善の利益である（第六〇条 C A）。すなわち、裁判官は個別具体的なケースの事実を考慮した上で、子どもの最善の利益に適うと自ら判断した命令を行う裁量を保持しているのである。

多くの家族法制度従事者が言うには、多くの父母、特に父親は、制定法上、親責任及び共に過ごす時間の両点について父母は五〇対五〇の「世話の分担」（“shared care”）を行う「権限を有する」（“entitled”）ことが規定されていると考えている<sup>(27)</sup>。とりわけ、法律部門従事者は、そのような父母の期待は対応が困難で、そのために数多くの

影響が生じているとの考え方である。例えば、そのような期待を抱いている父親は、制定法上、五〇対五〇の「監護」（“custody”）は規定されていないこととを知った時、家族法制度に対しより一層大きな落胆を感じる。すると、子どもを中心とする取り決めを目指して父母に支援を行うことが一層困難になつてしまふ<sup>(28)</sup>のである。

弁護士及び家族関係支援サービス従事者の大多数は、親責任と世話時間との区別を理解することは父母にとって容易ではないと指摘した。同時に、父母は、そして、ひょつとすると一部専門家<sup>(29)</sup>も、平等な共同親責任の推定が適用されるべきでない場面あるいは同推定が反証され得る場面について十分に理解していないという声も寄せられた。

多くの家族関係支援サービス従事者は、大部分の父母——とりわけ父親——は、最初にサービスを利用した時点では五〇対五〇の世話の措置を期待しているが、五〇対五〇の措置が不適切であるようなケースの多くにおいては、父母に對して、子ども及び父母自身のニーズに応えられる、より適切な取り決めへ向けた支援を行うことができると回答した。また、一部の父親については、「子どもに優しい」（“child-friendly”）、すなわち子どもにとつて居心地の良い環境を構築するために追加的な支援が必要な場合もあると

いう指摘もあった。<sup>⑩</sup> しかしながら、法制度従事者は、「世話時間の均分」が可能であるという一部父親らの期待を覆すのは困難なケースもあることを示した。多くの法律部門従事者からは、法制改革以降、養育措置の取り決めをめぐる交渉及び訴訟は、子どものニーズよりも父母の権利に焦点を当てるようになってしまった、との声が寄せられた。父母の関心が自身の法的権利として認識するところに向かっている場合、子どもの最善の利益の一次的性格（二〇〇六年法第六〇条CA）に焦点を当て続けることは困難である。<sup>⑪</sup> 裁判所資料を分析したデータによれば、二〇〇六年法制改革以降に裁判所に對して世話時間に関する命令を申し立てた父親のうち、四分の一強が「世話時間の均分」を申し立てた<sup>⑫</sup>ことが明らかである。

*Every Picture Tells a Story* 報告書は、社会認識として、父母の離別後に子どもが父母と共に過ごす時間の取り決めについて、大抵の場合は母親が全体の八〇%の時間を子どもと共に過ごすことになるという八〇対一〇ルールが存在していると指摘していた。<sup>⑬</sup> 本評価事業の統計データによれば、法制改革以前に比べて、法制改革以降、弁護士がそのような八〇対一〇ルールに則った助言を行うことは激減したという（FLS 2006・2009 調査）<sup>⑭</sup>。全体的に、弁護士及

司法官からは、法制改革以降、世話時間の配分の取り決めがより創造的なものになつたという声が寄せられた。すなわち、以前よりも、父親が子どもの日常生活だけでなく特別な活動にも関わるよう努力されるようになつたというのである（FLS 2006 調査及び QSLSP 2008 調査）。しかしながら、弁護士は、共同養育措置が子どもにとって有益なものであるためには父母の協働体制が必要であるという点についても、以前と変わらずに助言を行つてきているものの、法制改革以降は法制改革以前に比べると、高葛藤ケースにおいて「世話時間の分担」が行われることが増加したと考えている（FLS 2009 調査）<sup>⑮</sup>。

弁護士と家族関係サービス提供者とでは、法制改革の主要点の一部をめぐる捉え方に違いがあった。これは、弁護士とサービス提供者それぞれにおける職業上の義務、実務の背景及び利用者のベースの差異といった諸点を反映したものであろう。例えば、家族関係支援従事者は一般的に、現政策枠組みについて、子どもの成長発達にとつて適切な措置の取り決めを促進できるものとして肯定的に捉えていた。対して、家族法専門弁護士の大多数は、現法政策枠組みは子どもの成長発達にとつて適切な措置の取り決めを促すものではないと述べていた。<sup>⑯</sup>

多くの法律部門従事者は、二〇〇六年法制改革は母親よりも父親を、そして、子どもよりも父母を優遇してしまつており、法制改革以降の交渉のダイナミクスは、母親が「劣勢に立たれて」（“on the back foot”）いると言えるほどのものであると考えている（FLS 2008 調査及び QSLSP 2008 調査<sup>36</sup>）。一部の法律部門従事者からは、子どもの養育費支払義務／受領権限と子どもの世話時間の増加の希望または減少に対する抵抗との間の相関関係が指摘された。弁護士のうち六八%が、一部の潜在的支払親は養育費支払義務を軽減させる目的で子どもと共に過ごす時間を増やそうと試みているという点に賛同した（FLS 2008 調査）。また、調査に参加した全弁護士中約半数（四九%）が、一部の潜在的支払受領親は養育費の受領額の減額を回避するべく、子どもが他方親と共に過ごす時間を増やすことに反対しているという点に同意した。これに対して、家族関係支援サービス従事者の大多数は、子どもの扶養が動機になつているのは利用者の四分の一に過ぎないという考えを示した。

(\*16) 「法制度従事者」（“legal system professionals”）といふ語は、FLS 2008・2009 調査または QSLSP 2008 調査のデータに関して用いられる場合、弁護士（ソリシター及びパリスター）、家族コンサルタント、レジストラー並びに司法官（連邦治安判事、オーストラリア家庭裁判所

なる検討作業が必要である。

もう一点、養育措置の取り決めの交渉における一部親の立場に關わる問題として弁護士らが指摘するのは、離別後の夫婦財産の分配にまつわる点である。一部弁護士の主張によれば、父親の中には、離別後の財産分配の取り分を最大化するという動機で「世話時間の均分」を求める者がいるといふことであつた（FLS 2008 調査及び QSLSP 2008 調査）。the Family Lawyers Survey 2008 調査（FLS 2008 調査、筆者追加）の統計データからは、法制改革以降、全体的に、離別後の財産分配の取り決めにおける母親の取り組みの平均額が減少したであろうことが読み取れる。変動額の推定値は様々であったが、大半は約五%減であつた（例えば、法制改革以前には母親と父親で七〇対三〇といふ分配割合であったのが、法制改革以降は、ひょっとすると母親と父親で六五対三五という分配割合になつたかもしけない、という具合である<sup>37</sup>）。

判事及び西オーストラリア州家庭裁判所判事）を意味する。

(\*17) House of Representatives Standing Committee on Family and Community Affairs, 2003, ¶ 2.13.

## 九 家庭内暴力及び児童虐待——父母の経路及び専門家の展望

本評価事業は、家庭内暴力及び児童虐待への有効な対応という点について、家族法制度上、まだ改善の余地があることを明らかにする。また、二〇〇六年法制改革の結果、一部では、家庭内暴力及び児童虐待に関する懸念を抱える家族を識別する仕組みの在り方が改善したということも示す。具体的には、二〇〇六年法制改革以降、家族関係支援サービス部門及び法律部門の一部において、かかる家族を識別する取組みの体系化が進んでいることが認められる。

このような家族の識別の仕組みの効果の評価をめぐっては、家族関係支援及び法律部門従事者の間でも様々な意見が示されていたという点を認識することが重要である。さらに、本評価事業における家庭内暴力に関する知見を解釈する際には、家庭内暴力の問題はおそらくは家族法制度が取り組むべき最も困難な領域であるということに留意して

おくことも重要である。本評価事業において認められた諸問題の多くは、法制改革以前から存在していたものである。

二〇〇六年法制改革の一環として行われた連邦家族法の改正は、子どもを危害から保護し、家庭内暴力及び児童虐待にかられないように守ることの必要性を一層強調するものであった（二〇〇六年法第六〇条B一項b号、第六〇条CC二項b号）。この子どもの保護という問題への対応については、改正法規上、他にも二つの重要な点がある。すなわち、家庭内暴力の危険が存在する場合には必要的家族紛争解決手続（FDR）が例外的に免除されること（第六〇条I九項）、及び、一方親による家庭内暴力があつたと認めるべき合理的な理由は、平等な共同親責任の推定の不適用事由になると（第六一条DA二項）である。これまでに示した通り、家族関係支援サービス部門においては、その全般にわたって、家庭内暴力及び児童虐待に関する問題を識別するための体系的なスクリーニングプロセスが機能している。しかし、法律部門においては、スクリーニングはそこまで体系的に行われているわけではない。オーストラリア家庭裁判所及び西オーストラリア州家庭裁判所においては定型的なスクリーニングが行われているが、連邦治安判事裁判所では行われていない（但し、当事者から裁

判所職員に対し安全面の懸念について訴える機会は設けられている)。

弁護士及び家族関係支援サービス部門従事者は、多くの離別家族が家庭内暴力及び児童虐待・ネグレクトに関する懸念を抱えていることを指摘した。<sup>39)</sup>しかしながら、弁護士も家族関係支援サービス従事者も共に、家族法制度の効果に対する評価として、子どもを危害、家庭内暴力、児童虐待及びネグレクトから保護することよりも、子どもが父母各々と有意義な関わりを持つこととの実現に関する能力を遙かに高く評価していた。

現在行われている面会交流の結果として、少なくとも一方親が（自身または子どもの）安全面に関する懸念を抱いている場合、養育措置の取り決めの決着には通常よりも時間要すると共に、その利用サービスの種類も増えて行く。例えば、安全面に関する懸念を抱いている母親の四八%及び父親の五五%は、少なくとも三種類のサービスを利用していた。対して、安全面に関する懸念を抱いていない父母の場合は、三種類以上のサービスを利用していたのは父親の一六%、及び母親の一〇%であった（LSSF W1 2008 調査）。

「世話時間の分担」を行っている父母のうち一六～一〇

%が、他方親との現在の面会交流に伴う安全面の懸念を抱いていた。しかしながら、安全面に関する懸念は、大半の夜を母親の許で過ぐしている子どもや父親に日中のみ会っている子どもの父母についても同程度に認められた。

the Survey of FRSP Clients 2009 調査に参加した父母のうち五分の一～四分の一は、関係支援サービスの利用中に他方当事者に対する恐怖を感じたことがあると回答した。そのような父母のうち約三五%（数値はその利用サービスによって異なる）は、サービス利用時にそうした安全面に関する懸念または恐怖についての対応を受けなかつたと答えた。他方、家族関係支援サービスの提供者側は、家庭内暴力及び児童虐待の経験を持つ家族の識別とそのような家族への支援体制について、かなりの自信を有していた。サービス利用者の大多数は、その利用サービスは同サービスの介入対象者に関する恐怖または安全面の懸念に十分に対応していると考えていたが、利用者の約三分の一は、サービスによる対応は不十分であると述べていた。<sup>40)</sup>

家族関係支援サービス部門の実務では、安全面の懸念については精神的健康、依存症及び家庭内暴力といった諸領域の専門支援サービスとの提携または同サービスへの紹介も含めた対応を行うという形で、かかる安全面での懸念を

抱える家族の支援にあたることが多い。<sup>④</sup>このような支援介入は、包括的な養育措置の構築を優先事項とする必要があるという認識に対し、幾らかの緊張関係に立ち得るものである。家族関係支援部門の職員は、機能不全的な諸行動及び態度への対応の最中は、父母及び子どもに関する措置については「保留」（“holding”）状態になると語っていた。弁護士らは自らの家庭内暴力及び児童虐待・ネグレクトのスクリーニング能力の方はかなり自信を持つていたが、サービス部門の能力についてはそこまでではなかつた（し、かなり知識を欠いていた）。しかし、弁護士も支援サービス従事者も共に、家庭内暴力及び児童虐待に関する懸念が浮上した際の、家族法制度上の対応の十分さに関する懸念があらわにしていた。the Family Lawyers Survey 2008 (FLS 2008、訳者追加) 調査においては、半数近くの弁護士が、法制度上、家庭内暴力及び児童虐待のスクリーニングは十分ではないという意見を示した。

制度従事者は、制度全般にわたる家庭内暴力及び児童虐待・ネグレクトへの対応の実効性の欠如に対して懸念を抱いていたが、<sup>②</sup>その背景には諸般の複雑な問題が横たわっている。例えば、制度の様々な場面において家庭内暴力及び児童虐待に対する理解不足があつたり、暴力や虐待の懸念

にもかかわらず、合意圧力を感じてしまつたりしている等の問題である。また、州法制と連邦法制との交錯による問題も生じており、弁護士（及び家族関係支援サービス部門従事者）は、子どもに対する危険が懸念される場合における児童保護制度の活用について困難を感じていた。これら諸問題は、法制改革以前から長きにわたつて存在しているものである。さらに、一部の専門家は、新たに導入された一部法枠組みのために、家庭内暴力及び児童虐待の懸念を主張することが妨げられてしまつていると考えていた。例えば、裁判所は、一方当事者が「訴訟手続において、故意に虚偽の嫌疑を主張し、または陳述を行つた」と認められる場合には、その当事者に対する費用支払命令を行う義務があること（二〇〇六年法第一一七条AB）や、一方親が子どもの他方親との関係をどの程度促進してきたかについて考慮しなければならないこと（第六〇条CCC三項c号）等である。

家庭内暴力及び児童虐待・ネグレクトについては、対応の不備が広く懸念されていたが、他方で、一部の法律職専門家及び父親からは、家庭内暴力及び児童虐待の嫌疑が、父親側の離別後の共同養育役割の要求を妨げる目的で利用されているとの主張も上つていた。

## 一〇 子どもの福祉

父母各々が平等または十分な時間を子どもと共に過ごすことを促進しようという動きについては、父母双方と有意な関係を有することは多くの子どもにとって有益であり、そして、その実現のために、子どもが父母と共に十分な時間過ごすことは役立つという考えが、少なくともその一つの基礎となっている。しかしながら、制定法はまた、子どもは危害から保護され、虐待及び家庭内暴力を受けることのないように守られる必要があることも認めている。

父母各々と「平等な」または「十分かつ重要な」時間を共に過ごすことは、子どもにとってどれほど有益であるのだろうか。子どもの父母との関係の質が子どもの成長にとって重要であるという点については、強力な証拠がある。

高葛藤や恐怖、安全面の懸念あるいは身体的な危害を伴うような父母間の関係に子どもがさらされれば、子どもの福祉が損なわれることは明らかである。しかしながら、親密な関係の構築及び維持のためには、共に時間を過ごすこと（一般には直接的な相互交流）が必要である一方、先行文献においては、「より長い時間」が必ずしも子どものより良い成長につながるとは限らないといつゝ」とが示唆されている。

父母が高葛藤状態にあるか、または、暴力の過去がある場合、「世話時間の分担」は、父母の離別が子どもの福祉に及ぼす悪影響に拍車をかけてしまうことになるのではないかという懸念が浮上している。また、十分な世話時間の分担措置は、幼い子どもの成長発達上のニーズにとって有害なものではないかという懸念も浮上している。

本評価事業においては、子どもの離別後の経験における次の諸点が子どもの福祉に及ぼす影響について評価を行つた。すなわち、

- ・世話時間の配分
- ・離別後の父母間の関係の質
- ・離別後の安全面に関する懸念
- ・離別前の暴力の存在

である。

その分析作業は、主に LSSF W1 2008 調査の統計データに基づいて行つたほか、the Longitudinal Study of Australian Children [LSAC] の第一～三次調査の統計データも（一般には直接的な相互交流）が必要である一方、先行文

LSSF W1 2008 調査は、子ども及びその家族の大規模なサンプルを対象としている点が長所である一方、子どもの福祉に関する情報が専ら父母による回答にのみ基づくもの

であるという点がその主な限界である。他方、LSAC 調査は、それより遙かに少数の、父母が離別した子どもについての調査であるが、子どもの福祉に関する情報資料を父母、教師、及び子ども自身から収集している。

各世話時間の配分が子どもの福祉に及ぼす影響を評価するにあたっては、回帰モデリングを使用すると共に、子どもの福祉に影響を及ぼす可能性のある他の諸変数（例・父母の学歴、職業、及び、母国）の影響を考慮に入れた（すなわち規定値とした）。回帰モデリングの枠組みは、各世話時間の配分の影響が、(a)離別後の父母間の関係の質、及び、(b)暴力の過去の有無のそれに左右されるものであるか否かを評価するために用いた。

#### LSSW W1 2008 調査のデータ及び LSAC 調査の検討を分

析した結果、父親と年間一～三四%の夜を共に過ごしている子どもまたは日中のみを共に過ごしている子どもと比較して、「世話時間の分担」を行っている子どもは同等（または僅かに良好な）成長を示したように見える。他方、父親に一切会っていない子どもは、それよりも成長が不良であるように思われた。

家庭内暴力の過去、及び、高葛藤を抱えた父母間の関係は、子どもを大きく害するものであるように思われるが、

その悪影響が、「世話時間の分担」を行っている子どもにおいて、他の世話時間の配分を行っている子どもと比較して更に重大なものになるということの証左はなかつた。しかししながら、本分析作業において用いた指標は精巧さに欠けていたため、これらの諸点において現れている影響を捉えきれていたかった可能性は残つていて<sup>(\*)<sup>18</sup></sup>。高葛藤を抱えた離別家族の比較的小規模な臨床サンプルを用いた長期的な研究 (McIntosh, 2009) によれば、一二カ月超にわたり「世話の分担」が継続しているパターンでは、他の養育措置の場合と比較して、父母間の高葛藤がそもそも子どもに及ぼす悪影響、及び、一方親が子どもの安全面に関する懸念を抱えているという状況が及ぼす悪影響に、一層拍車がかかっていたことが認められている。

母親が安全面の懸念を示したか否かを家庭内暴力に関する指標としたところ、LSSW W1 2008 調査の分析結果より、「世話時間の分担」は家庭内暴力が子どもに及ぼす悪影響を一層悪化させるということが明らかになつた。母親の評価によれば、そのような状況下においては、「世話時間の分担」を行っている子どもの福祉は、年間一～三四%の夜のみ父親の許で過ごしている子どもよりも不良であった。あらゆる世話時間の配分において、安全面に関する懸念が

存在する場合に子どもの福祉は悪化していた。<sup>⑯</sup>この結果は他の研究者の知見と一致している。

(\*18) 例えば、LSSF 2008 調査における「家庭内暴力」の指標は、子どもの他方親から心理的な虐待または身体的な加害を受けたか否かに関する、回答者の自己申告に基づいている。回答者自身もまたそのような暴力の加害者であったか否かについては、確認を試みなかつた。

### 一 一 祖父母と家族法制改革

一八歳未満の子どもを持つ父母の大半は、子どもが父母の離別後も祖父母との交流を離別前のレベルで維持することは重要であるという点に賛成していた。また、父母の大多数、特に母親は、自身の子どもと祖父母とは親密または非常に親密な関係にあると考えていた。<sup>(\*)19</sup>

一〇〇六年、大半の離別父母が、自身の父母と子どもとの関係は親密または非常に親密なものであると考えていたが、子どもと別居している父親はそのように考える割合が最も低かった。更に、一〇〇九年、離別父母において、自身の父母が子どもの生活に非常に、または、かなり関わっていると考えている割合も、別居父親が最低であつた。

子どもが主に母親の許で暮らしているケースにおける母

方の祖父母は、孫と親密または非常に親密な関係にあるという回答割合が全ケースの祖父母中最高であつた。少なくとも週一回は孫と共に時間を過ごしているという回答割合も、かかるケースにおける母方の祖父母が最高であり、同じく父方の祖父母が最低であつた。父母に対して、子どもと祖父母との間の関係について質問を行つたが、やはり同様の回答パターンが現れた。

また、父母及び祖父母による回答からは、以上の回答傾向について、少なくとも一つには、離別後における子どもとの世話時間の配分の影響によるところがあることも窺われた。例えば、子どもが母親の許で暮らしているケースにおける別居父親及び父方の祖父母は、離別の結果として子どもと祖父母との関係が疎遠になつたという回答割合が今回対象グループ中最高であつた。

現在では、法制改革以前よりも、養育措置の取り決めに關して、子どもが祖父母と共に過ごす時間を考慮することが増えたことを示唆する証拠もある。法制改革以降に離別し、養育措置の取り決めに至つた父母及びその子どもの祖父母の半数強は、祖父母と共に過ごす時間の考慮があつたと考えていた。他方で、法制改革以前に離別した父母では、法制改革以降に離別した父母と比較して、祖父母について

考慮したという割合が低かった（四〇%）<sup>(\*)20)</sup><sup>(45)</sup>。

離別に関してサービスを利用した祖父母は「ぐく少数であった。そして、サービスを利用したという場合は、その他公的支援よりも弁護士及び法律サービスを利用する」とが遙かに多かった。父方の祖父母は、母方の祖父母と比較して、サービスによる支援を求める傾向があった。抽出調査に参加した祖父母のうち、利用可能な諸サービスについて把握または理解していた祖父母はほとんどいなかった。

FRSPサービスの職員に対するインタビュー及び意見調査の結果、適切な場面で祖父母を交渉及び議論に加えることは重要であるという認識の高まりが明らかになつた。

多くの弁護士も、孫との面会交流に関する助言を求めてくる祖父母に対しても、改正法の下では祖父母の立場は以前よりも強力になつたことを教えていたとの回答であつた（FLS 2008 調査）。また、FRSPサービス職員は、一部拡大家族は複雑な情況にあることを理解し、祖父母の関与は子どもの生活にとって好ましいものであるとしたことを当然視することは避ける必要があるとの認識であった。祖父母の抽出調査による語りには、そのような複雑さが現れていた。

要するに、概観すれば、祖父母は多くの子ども及びその

家族の生活にとって非常に重要なところである。そして、改正法によってその点が浮き彫りになつてゐる」とが明らかである。家族の離別その他苦難の時に、祖父母が重要な頼みになり得ることは明白である。しかし、一部家族の情況が複雑化する中で、祖父母が関わるケースにおける紛争解決手続及び決定は、困難かつ時間を要するものになりそうである。

(\*)19) 本節の統計データは、GPPS 2006・2009 調査、the Grandparents in Separated Families Study [GSFS] 2009 調査、the Survey of FRSP Clients 2009 調査、及び、家族関係支援サービス提供者を対象とした諸調査によるものである。

(\*)20) 「」では、「法制改革以降に離別した父母」とは LSSF 2008 調査に参加した父母を、「法制改革以前に離別した父母」には LBS 2009 調査に参加した父母を指す。

## 一一 二〇〇六年法制改革と裁判所

離別家族をめぐる紛争に関する裁判権は、三つの主な裁判所が行使する。唯一、西オーストラリア州は、独自の州裁判所である西オーストラリア州家庭裁判所（以下、「西オーストラリア州家裁」とする。訳者追加）を有している。

その他の州及び準州においては、一九七六年に創設されたオーストラリア家庭裁判所（以下、「オーストラリア家裁」とする。訳者追加）及び二〇〇〇年に開設された連邦治安裁判所（以下、「連邦治安判事裁」とする。訳者追加）が裁判管轄を担っている。オーストラリア家裁及び連邦治安判事裁は並列的に運営されているが、オーストラリア家裁は家族法専門の裁判所であるのに対し、連邦治安裁判所は広範な連邦法の諸領域に関する裁判権も行使する。家族法に関する検討作業がより「複雑な」部類に属するケースについては、オーストラリア家裁で処理されることになっているが、両裁判所共に、家庭内暴力及び／または児童虐待その他諸般の機能不全行動を抱えるケースを数多く処理していることが明らかである。児童虐待に関する嫌疑主張は、オーストラリア家裁の方が多いものの、連邦治安判事裁でも多くのケースで行われている。

連邦治安判事裁に対してなされた子どもをめぐる事項に関する終局命令の申立件数は、二〇〇五～六年から二〇〇八～九年にかけて増加したが、裁判制度全体における同命令申立の総件数はこの増加分以上に減少していた。具体的には、申立の総件数は、二〇〇五～六年の一八、七五二件から二〇〇八～九年の一四、五四九件へと減少した。<sup>46)</sup>この間、オーストラリア家裁に対する申立件数は、七、四七九件から二、〇八六件へと七二%減であった。連邦治安裁判所に対する申立件数は、二〇〇五～六年の九、四〇五件から二〇〇八～九年の一〇、九八七件へと一七%増であった。西オーストラリア州家裁に対する申立件数は、同一、八六八件から一、四七六件への二二%減であった。

しかしながら、財産に関する終局命令の申立件数は、法制改革以前には安定化へ向かっていたのとは一転、法制改革以降増加したという点も留意するべきである。かかる諸傾向と二〇〇六年家庭法制改革との因果関係の有無を判断するためには、更なる調査研究が必要である。

法制改革以降、連邦治安判事裁に対する命令申立件数の増加とオーストラリア家裁に対する命令申立件数の減少という従来の傾向に一層拍車がかかった。連邦治安判事裁に対する命令申立件数は全関連カテゴリー（子どものみに関する命令、子ども及び財産に関する命令、並びに、財産のみに関する命令）にて増加し、同時にオーストラリア家裁に対する命令申立件数は減少した。裁判所間における命令申立件数のパターンの変化には諸般の理由があるが、主には二つの裁判所間における資源（例・司法官）の配分における変化と結びついているように思われる。司法官の人員

数は、連邦治安判事裁の方は増加し、オーストラリア家裁の方は減少している。

いずれの裁判所においても、第四番書式（Form 4 notice）<sup>(21)</sup>の提出件数が、割合として増加した。オーストラリア家裁では、第四番書式提出ケースが全体に占める割合は二〇〇四～五年の九%から二〇〇八～九年の二一%に増加した。連邦治安判事裁では、二〇〇四～五年の四%から二〇〇八～九年の八%に、西オーストラリア州家裁では、同じく一一%から一二三%に増加した。

法制改革以降、子どもの独立代理人（independent children's lawyer（訳者追加）、ICL）選任命令が行われたケースが全体に占める割合も、連邦治安判事裁及びオーストラリア家裁共に増加した（西オーストラリア州家裁については、データを入手できなかつた）。例えば、二〇〇四年～五年、連邦治安判事裁及びオーストラリア家裁の全ケース中約一九%において ICL選任命令が行われた。対して、二〇〇八～九年には、オーストラリア家裁では三三%、連邦治安判事裁では三四%であった。<sup>(22)</sup>

QLSP 2008 調査及び FLS 2008 調査に参加した法制度従事者からは、連邦治安判事裁とオーストラリア家裁との並行的運営に関する懸念が数多く示された。例えば、同じ

法律を、それぞれ全く異なつた一連の手続に則つて運用する二つの裁判所があるということが父母及び実務家に及ぼす影響等が指摘された。この点に起因する問題の一つとして、連邦治安判事裁が、伝統的な対立主義的モデルでの処理を好む実務家に対して、その舞台を提供してしまつているということがあつた。法制改革以降、西オーストラリア州を除く全ての州及び準州では、子どもに関するケースの約八四%が連邦治安判事裁において処理されたということを考えた時、このことは特に重要性を帯びてくる。

連邦治安判事裁は、その迅速かつ安価なサービスについて高く評価されていると共に、きわめて優秀な連邦治安判事の存在も知られている。しかしながら、連邦治安判事の業務における時間的制約、業務量過多、及び、一部判事が家族法実務経験を欠いているという実態について懸念も上つていた。また、家族コンサルタント、司法官及び弁護士からは、連邦治安判事裁における子どもの養育をめぐるケースの一部において、取り決めの成立に際して家族報告書（ソーシャルワーカーまたは心理士が作成する）が果たす役割に關しても懸念が寄せられた。これはつまり、連邦治安判事裁における養育紛争の一部では、法的プロセスにおいて検証されていない家族報告書を根拠に取り決めが成立

してしまっているという点に対する懸念である。すなわち、家庭内暴力及び児童虐待の嫌疑主張といった事実に関する問題について、裁判所における検証を経ていないということである。これは、必ずしも全てのケースに当てはまることがではないが、数多く寄せられた懸念であった。

さらに、一部の連邦治安判事について、二〇〇六年改正法に関する字義的な解釈を行いがちであると考えられていた。つまり、一部の裁判結果は、子ども、特に年少の子どもニーズを十分に考慮していない可能性があるというのである。また、時間的制約のため家庭内暴力及び児童虐待の嫌疑主張について実質的な検証が不可能であるという懸念も上っていた。二〇〇六年七月一日の法制度改訂以降のオーストラリア家裁、連邦治安判事裁及び西オーストラリア州家裁の裁判所資料の量的データによれば、この三つの裁判所間における裁判結果のパターンに幾らかの変化が見られるものの、それは質的調査において一部制度従事者が示唆するほど重大な変化ではないようである。

しかしながら、留意すべきは、弁護士は利用者に対しても助言を行うにあたり、同様の事実関係を抱えたケースに対して下された諸決定から推測される多様な結果の可能性について検討するように訓練を受けているという点である。

このような訓練を受けたということは、すなわち、決定者におけるアプローチの差異に個別に対応する傾向があるということを意味している。それは、弁護士が利用者に行う助言、及び、法適用の在り方にに関する弁護士自身の見解に影響を及ぼすものである。

ケースの移送もまた困難視されていた。連邦治安判事は、たとえ家庭内暴力及び児童虐待を伴うケースであっても、これをオーストラリア家裁へ移送することに消極的であると考えられていたのである。これら三つの裁判所間におけるケース処理の仕組みの違いの結果として、オーストラリア家裁及び西オーストラリア州家裁係属ケースは、家庭内暴力、児童虐待その他複雑な諸問題について定型的なスクリーニングを受けている一方で、連邦治安判事裁係属ケースについては、そのようなスクリーニングは行われていないということになってしまっている。

(\*21) 第四番書式は、裁判所に対しても家庭内暴力及び児童虐待に関する懸念の存在を伝えるために用いられる。

### 一三 連邦家族法第七章第一二A節の実施——子どもに関するケースの訴訟指揮における諸原則

二〇〇六年における一連の法制度改訂の目標の一つは、裁

判所に申し立てられたケースについて、より子どもを中心とした解決を実現することであった。この目的に向けては、連邦家族法に第七章第一二A節が創設された。同節は「子どもに関連するケースの訴訟指揮における諸原則」の概容を規定する。同節が規定する諸原則は、法制改革に先立ち、オーストラリア家裁の「子どもに関するケースプログラム」（Children's Cases Program）において試行された新たなケース処理システムの一部内容に基づくものであった（Harrison, 2007 参照）。このアプローチは、子どもに関するケースにおいて、対立主義的色彩を抑え、焦点を子どもにより集中的に向けることをを目指したものである。オーストラリア家裁及び西オーストラリア州家裁は共に、第七章第一二A節の創設を支持して、そのケース管理のアプローチを変更した。両裁判所のモデルには幾つか相違点があるが、共に問題点の早期評価及びスクリーニング実施のために、家族コンサルタントが家族との初回面接を行う点で共通している。これに対して連邦治安判事裁は、モデル変更のために必要な家族コンサルタントの人的資源を欠いていた。但し、その積極的な訴訟管理のアプローチは第七章第一二A節の一部内容と合致しているものと見られる。なお、本評価事業においては、オーストラリア家裁、西オースト

ラリア州家裁及び連邦治安判事裁における訴訟手続については、法制改革のインパクトに関する膨大な設問群の一端として検討した。従つて、この点について本評価が提供する洞察は、予備的なものとして捉えるべきものである。

第七章第一二A節は、養育命令に関する訴訟手続の管理運用における裁判所の義務及び権限（並びに同義務及び権限の行使の指針となる諸原則）について規定する。主な原則は次の通りである。

- 裁判所は、訴訟指揮に関する決定に際して、子どものニーズ及びその手続が子どもに及ぼす影響について考慮しなければならない（第六九条ZN三項）
- 裁判所は、訴訟手続を積極的に指導、指揮及び運営するものとする（同条四項）
- 訴訟指揮は、子どもを家庭内暴力、児童虐待及びネグレクトから保護すると共に、当事者を家庭内暴力から保護するように執り行うべきである（同条五項）
- 訴訟指揮は、当事者による協力的で子どもを中心とする養育を促進するように執り行うものとする（同条六項）

- 訴訟指揮は、不当な遅延なくして、また、形式性及び法的技巧性を可能な限り押えて執り行うものとする

## (同条七項)

裁判所の義務については、第一二A節は次の通り規定する。

- ・略式の処理が可能な事項と精査を必要とする事項とを区別すること（第六九条ZQ一項a号）
- ・決定を要する諸事項に関する命令を決定すること（同b号）

手続的な措置に関して、その予測されるメリットとコストとの比較衡量の上で、その措置を執り行うべきか否かを判断し（同d号）、それに基づいて、指示を与える、命令を行うこと（同c号）

第一二A節が規定する裁判所の権限として、訴訟開始から最終決定までのあらゆる段階において、次の事柄を行うことができる。すなわち、

- ・事実認定を行うこと（第六九条ZR一項a号）
- ・手続上現れた争点を決定すること（同b号）
- ・手続上現れた争点に関する命令を行うこと（同c号）

（QLS 2008 調査及び FLS 2008 調査に参加した）法制従事者の大多数は、第七章第一二A節が規定する子ども中心主義的な諸原則を支持していた。そして、これら調査

参加者の多くは、オーストラリア家裁によるサービスが提供されていない諸地域ではこれら原則が適用されないということについて懸念を示した。

家族コンサルタント及び裁判官は、概して言えば、第七章第一二A節（並びにこれに従つたオーストラリア家裁及び西オーストラリア州家裁のケース管理モデル）について、一步前進であると考えていたが、弁護士はより慎重に提えていた。裁判官は、どのような問題について決定するべきか、それを訴訟のどの段階において決定するべきか、及び、いかなる証拠を提出するべきか、といった諸点の決定権限における柔軟性の拡大を歓迎していた。家族コンサルタントは、手続において子どもがより中心に置かれるようになつたと指摘した。

FLS 2006・2008 調査のデータによれば、第一二A節は望ましい改正であつたという点に賛成した家族法専門弁護士は、一〇〇六年には全体の六〇%であつたのに対し、一〇〇八年では五八%であつた。半数まではいかずとも相当数が一貫して（一〇〇六年及び一〇〇八年共に二九%）、同改正は望ましいという点に反対していた。第一二A節の他の部分に関しても、やはり意見が割れていることが明らかになつた。すなわち、同改正は子どもにとつてより良い

結果をもたらしているかという点についても、二〇〇八年には、全弁護士中四〇%が賛成、三四%が反対であった。同様に、第一二A節が規定する手続は家庭内暴力及び児童虐待に対応するために十分な柔軟性を確保しているかという点についても、二〇〇八年では、四三%が賛成、三七%が反対であった。

弁護士からは、オーストラリア家裁における第七章第一二A節の運用実態をめぐる様々な懸念が上った。例えば、裁判所の対処事項が増えたことによって、訴訟費用が膨らんだり、訴訟の遅延が悪化したりしていること、裁判官の権限行使におけるアプローチにばらつきが生じてしまつて(\*22)いること、そして、論理的・明確な内容の発言ができず教育を受けていない当事者らが裁判官に語りかけることのデメリット等についての懸念である。同様の懸念は西オーストラリア州家裁のモデルに関しても上ったが、数・内容共にそれほど重大なものではなかった。

オーストラリア家裁及び西オーストラリア州家裁の両裁判所のモデルに関して、一部の弁護士は、当事者らは訴訟手続において裁判官に對して直接話しかける機会を与えられ、そのことによつて、自分の意見を聴いてもらつていると感じているというメリットを指摘した。弁護士らはまた、

オーストラリア州家裁及び西オーストラリア家裁のモデルにおける、家族コンサルタントによる社会科学的な見地からの助言についても評価していた。

(\*22) この点は、一部家族コンサルタント及び裁判官において、事実認識が持たれているところである。

#### 一四 二〇〇六年共同親責任法（一九七五年連邦家族法の改正）の適用

二〇〇六年法（共同親責任法）による連邦家族法第七章の改正は制定法上の経路を創出したが、それは複雑に入り組んでおり、父母及び一部制度従事者にとつて容易には理解し難いものになつていると考えられている。QLSLSP 2008 調査に参加した裁判官らは、検討すべき条文数が増えたことにより、判決書の作成に以前よりも時間を要するようになつていると指摘した。弁護士らは、父母にとつては法律を理解するのは難しいことから、助言を行うのが一層困難かつ時間がかかるようになつていると共に、訴訟の準備にもより時間がかかるようになつたと述べていた。判定法は、司法官が諸決定を行うにあたつて辿らなければならぬ経路を規定している。司法官は、それに従つて、数多くの条文を事実に對して適用しなければならない（例え

ば、第六〇条C C一項、同条三項、第六〇条DA、第六五条DA A)。この複雑さについては、多くの制度従事者から、特に交渉による措置の取り決めにおいて、「最善の利益」(第六〇条CA)原則の一次性を曖昧なものにしてしまったと考えられている。

同じく問題視されていたのは、暫定命令手続において僅かな証拠の中で平等な共同親責任の推定を適用することである。法制改革後のリーディングケース (Goode and Goode (2006) FamCA 1346) は、暫定命令段階であっても法適用において踏むべき一一段階のプロセスを概略している。それは法適用の複雑さを際立たせるものである。裁判所における決定には、親責任及び世話を時間に関する命令を行なうにあたつての多様なアプローチが現れている。これは、子どもの最善の利益の原則 (二〇〇六年改正法第六〇条CA) の下、事案ごとに個別具体的な判断が行われていることの現れである。しかし、その一方で、社会においては、制定法は平等な共同親責任の推定に基づいて「五〇対五〇」の結果を規定していると理解されている。ここに、養育関連規定の改正の一部により引き起こされている混乱が浮き彫りになつてている。

#### 第四章 主要な評価項目に関する示唆

本評価事業の結果として、家族法制度に積極的に関わっている家族の相当部分は複雑なニーズを抱えており、さらには、家庭内暴力、児童虐待、精神的健康の問題及び薬物濫用といった問題に苦しんでいることが明らかになった。そして、そのような家族こそが、離別後支援サービス及び法律部門の主な利用者なのである。

**項目(一) 新設拡充された家族関係支援サービスは家族のニーズにどの程度応えられているか。**

- a. 家族関係支援を求める家族において、どのような支援を求めるパターンが現れているか。
  - b. 諸支援サービスは、職員及び利用者から見て、利用者のニーズに応えるという点でどの程度効果を挙げているか。
- 離別後の紛争への一次的対応について、法律サービス利用による対応が減少し、家族関係支援サービス利用による対応が増加していることが明らかになつてている。これはすなわち、離別後の子どもをめぐる紛争については、一次的には家族関係的な観点から把握し対応することの割合が拡

大しているという文化的な変革を示唆するものである。

離別はしていないが、パートナー関係上の深刻な問題を抱えていたという父母の約半数が初期支援サービスを利用し、問題解決支援を受けていた。深刻な問題に直面しなかつたカップルでは、初期支援サービスによる関係支援の利用はそれよりも少なかつた（約一〇%）。初期支援サービスに対する利用者の満足度は高く、利用者の大多数が同サービスを他人に積極的に推薦したいと回答していた。

離別後支援サービスの利用者もまた、概ね好評価を与えていた。FRC及びFDRの利用者全体のうち七〇%超が同サービスは当事者全員に対して公平であった（すなわち、FDR士らが当事者のどちらか一方をひいきしなかつた）と回答した。また、利用者の過半数が、同サービスは自身が求めていた支援を提供したと答えた。以上のような評価は、これらサービスを利用するケースがしばしば抱える強烈な感情、高レベルの葛藤及び簡単な解決策の不在ということからすれば、きわめて高い評価であると考えられる。

家族関係支援サービス従事者は、利用者支援の能力に対する自己評価が概して高かつた。彼らはまた、多くの課題についても言及した。それらは、彼らが対応するケースの多くが抱える複雑さに関連するものであった。彼らはさら

に、待ち時間の問題についても触れており、それは特に一部FRCにおいては人的資源及び求人の問題に深く関わっていた。

法制改革の一つの重要な目標に適う点として、家族関係支援サービス従事者は、一般的に、適切なサービスへの紹介にかなり重きを置いていた。他方で、家族が適切な時機に適切なサービスにアクセスできるようにするという点は、今後もなお継続的な改良を必要とする一つの重要な領域である。制度全般における経路について、より明確に示し、その理解を広げていく必要がある。さらに、家庭内暴力及び／または児童虐待の問題を抱える一部家族は、家族関係支援サービス、弁護士、裁判所、及び、州レベルの児童保護・家庭内暴力対応制度の間をぐるぐると回り道してしまつていることも明らかになつてている。複雑な問題の解決には時間要するとはい、経路の不明確またはサービス機関、弁護士及び裁判所間の協働関係の不備による問題解決の遅延は、子どもその他家族構成員の福祉に悪影響を及ぼす。

家族関係支援サービス従事者と家族法弁護士との間、そして、家族法制度従事者と裁判所との間における、より予防的な取り組みと協働体制が必要である。これは、複雑な

ケースへの対応において特に必要なことである。

**項目(二)** FDRは、父母間の養育措置の取り決めをめぐる紛争の処理をどの程度支援できているか。

法制改革以降におけるFDRの利用は、父母が裁判所外の紛争解決手続及びサービスによる支援の下で紛争解決を試みるよう求めるという目的に広く合致するものであつた。

FDRを利用した父母のうち約五分の二は合意に達し、裁判所を利用することはなかった。三分の一近くは合意に至らず、証書の交付も受けなかった。しかしながら、そのような父母の大半は、その後、主に当事者間の協議によつて紛争解決に至つたとの回答であつた。そして、約五分の一は、公認FDR士から、裁判制度を利用するための証書の交付を受けた。その大半は主に裁判所及び弁護士を利用し、そして、その大多数は離別後約一年の時点では紛争解決や取り決めに至つていなかつた。

FRCもまた、恐怖及び虐待のためにメディエーションがひどく困難であるような相当数の父母にとって、最初の接触ポイントになつてゐる。そして、そのようなケースの一部はFDRを行つてゐることが明らかになつてゐる。こ

れは、紹介者側における必要的FDRの例外（二〇〇六年法第六〇条I九項）に対する理解が不十分であるというとの現れかもしれない。他方で、このFDRという手続の複雑さを認識する必要がある。例外事由の存否の判断の最適任者は誰か。そして、「例外」に該当するケースであるにもかかわらず当事者がFDR利用を希望している場合、制度従事者はこの希望をどの程度尊重するべきか。これらの点に関する決定は、個別具体的な事情に応じて行う必要があるものである。

制度従事者相互間（FDR従事者、弁護士、及び裁判所間）のコミュニケーションを明確化するということは、このような問題の処方箋にはならないとしても、可能な限り迅速に裁判制度を利用するべきケースを選別するための、より効果的なプロセスの実現へ向けた戦略構築には有益であろう。しかしながら、この点における前進のためには、裁判所利用の早期化と共に、利用者が「家族法制度の中で迷子になる」ことはないという弁護士及びサービス従事者側の確信を高めることが必要である。

**項目(三)** 父母は扶養義務の履行といった親責任の行使をどのように行つてゐるか。

平たく言えば、親責任は、世話時間、子どもに影響を及ぼす諸事項に関する決定、及び、子どもの扶養といった多くの側面を備えている。父母による共同決定が行われる割合が最も高いのは、父母が「世話時間の分担」を行つている場合である。

過去に家庭内暴力を受けたことがある、または、現在も子どもの安全面について懸念があると答えた父母は、共同決定を行うことが遙かに少なかつた。それでも、家庭内暴力の過去を持つ父母のうち、かなりの割合が共同決定を行つていると回答していた。

子どもに関する決定の実際の仕組みについては、様々な世話時間の配分を行つている父母から、その多様な在り方が報告された。これに対して、親責任に関する法的命令について、父母双方に決定権限を付与しようという法制改革以前からの強力な潮流が現れていた。二〇〇六年法制改革以前に裁判所に係属したケースについては、共同親責任命令が幾らか増加しているという証左がある。対して、父母のいずれか一方の単独親責任となつたケースが占める割合の減少幅は、比較的小さいものに過ぎなかつた。

一般的に、父親が子どもの扶養義務を果たしているか否かについては、世話時間の配分の在り方による差はなかつ

た（唯一の例外として、子どもに一切会つていない父親は子どもの扶養義務の履行率が低い傾向があつた）。養育費を支払つている父親の中では、「世話時間の均分」を行つている父親、及び、子どもに一切会つていない父親は、その他の世話時間の配分を行つている父親に比べて、養育費支払いを不公平と考へる傾向があつた。子どもの扶養義務の履行率は、父母の一方が全決定責任を担うケースよりも父母の共同決定が行われているケースの方が高かつた。

項目四 離別家族の子どもが父母各々と共に過ごす時間について、どのような配分が取り決められているか。この点に関して何らかの変化を示す証拠はあるか。

「世話時間の分担」を行つている子どもはごく少数派であつたが、その割合は増加していた。これは、オーストラリア国内外における長期的な傾向の一端である。法制改革以降、合意命令だけでなく、裁判所の決定による命令としても「世話時間の分担」の命令が行われることが増加した。「世話時間の分担」を行つている父母の大多数は、その分担は父母及び子どもの両方にとつて有益なものであると考えていた。「世話時間の分担」を行つている父母においては、平均的に父母間の関係が良好であるが、一部では暴力

及び機能不全的な行動も見られた。

一般的には、「世話時間の分担」が子どもの福祉に悪影響を及ぼすことはないように思われた。世話時間の配分の如何にかかわらず、安全面に関する懸念を示していた母親及び父親は、そのような懸念を抱いていない母親及び父親と比較して、子どもの福祉に対する評価が低い傾向があった。しかしながら、母親らの回答からは、「世話時間の分担」を行っている場合に、安全面の懸念が子どもの福祉に及ぼす悪影響に拍車がかかるということが窺われる。

**項目(五) 離別家族の子どもが祖父母と共に過ごす時間について、どのような措置が取り決められているか。この点に関して何らかの変化を示す証拠はあるか。**

二〇〇六年家族法制改革以降に離別した父母の半数強は、養育措置の取り決めに際して、子どもが祖父母と共に過ごす時間についても考慮に入れたと感じていた。祖父母の半数強もこのような見解を認めていた。二〇〇六年家族法制

改革以前に離別した父母では、養育措置の取り決めに際して祖父母についても考慮を入れた記憶があるという割合はそれよりも低かった。

しかしながら、父母及び祖父母の回答からは、子どもが

主に母親の許で暮らしているケース（最も一般的な世話時間の配分である）では、子どもと父方の祖父母との関係は往々にして疎遠になってしまふことが窺われる。本調査の対象となつた家族の大半は、法制改革以前に父母が離別したケースであったようである。本法制改革が祖父母—孫間の関係の展開に及ぼした影響のレベルは、今後調査研究が求められる重要な領域である。

家族関係支援サービス職員及び家族法弁護士の間では、養育措置の取り決めに際して祖父母について考慮することは子どもにとって有益かつ重要であり得るという認識が高まつてきているように思われた。たいていの場合、祖父母は子どもの福祉に大いに寄与し得るものと考えられていたが、家族関係支援サービス従事者は、多くの拡大家族の状況が複雑なものであることも認めていた。この点に伴つて、一部のケースにおいては、養育措置の取り決めに際して祖父母に過度に焦点を当てると逆効果になりかねないという評価も示された。

しかしながら、概観としては、祖父母は多くの子どもとその家族の生活にとって非常に重要である。改正法はこの点を際立たせていることも明らかである。家族が離別その他の苦難にある時、祖父母が貴重で頼りになる場合もある

ことは疑いない。しかし、情況が複雑になればなるほど、祖父母が関わるケースにおける紛争解決及び決定は、より困難かつ時間のかかるものになると見えそうである。

項目(六) 家庭内暴力及び児童虐待に関する問題は、養育責任及び世話時間の配分に関する取り決めに際してどの程度考慮されているか。

離別父母のうちかなりの部分は、暴力、安全面の懸念、精神的な健康、及び、アルコール・薬物濫用に関する問題を抱えている。本評価事業は、家族法制度として、これらの問題への効果的な対応を目指す上で、依然として改良の余地があることを明らかにしている。しかしながら、二〇〇六年法制改革によって、家庭内暴力及び児童虐待に関する懸念を抱えた家族を識別する仕組みの在り方が改善したということを示す証拠もある。特に、家族関係支援サービス部門及び一部法律部門における、そのような家族をスクリーニングしようという制度的な試みについて、その暴力や虐待の問題の捕捉能力が向上したように思われるのである。

しかしながら、家庭内暴力を経験した家族において「世話時間の分担」を行っている割合は、家庭内暴力の経験が

ない家族と比較しても差がなかった。同様に、安全面での懸念を訴えた家族とかかる懸念のない家族の間でも、「世話時間の分担」を行っている割合に差はなかった（安全面の懸念を抱えている家族のうち一六・二〇%が「世話時間の分担」を行っていた）。安全面の懸念は、子どもがほとんどの夜を母親の許で過ごし、父親とは日中のみ面会交流を行う家族においても同様の割合で見られていた。このような世話時間の配分の取り決めへと至る経路としては、支援サービスを利用することなく取り決めて至った場合や、家族関係支援サービス、弁護士及び裁判所の支援の下で取り決めて至った場合等があつた。

安全面の懸念を訴えた母親及び父親は、他の父母と比べて、子どもの福祉に対する評価が低い傾向があつた。この傾向は、子どもが主に母親と共に暮らしているという最も一般的な場合を含め、あらゆる世話時間の配分を行っていた父母に現れていた。しかし、子どもの福祉に関する低評価は、安全面の懸念を示す母親の中では、特に「世話時間の分担」を行っている母親においてきわめて目立つていた。さらに、非法律的な解決策の利用を推奨し、特に、大半の父母のFDR参加を期待することは、すなわち、家庭内暴力及び安全面に関する非常に深刻な懸念が存在するケー

スの一部が FDR を行うことになるという意味を持つことも明らかになっている。

弁護士の大半、及び家族関係支援サービス従事者の大部分が、家庭内暴力及び児童虐待への効果的な対応の実現を目指して、制度上幾らか改善の余地があるという意見を示していた。彼らが言及した問題の一部は、法制改革以前から現れていたものである。例えば、弁護士や司法官といった制度従事者における、家庭内暴力及びその子どもや父母への影響に対する理解不足に由来する諸問題等である。改

正法は、家庭内暴力及び児童虐待に関する懸念を識別することの重要性を一層強調しようとしている（例えば、二〇〇六年法第六〇条 B 一項 b 号、第六〇条 C C 一項 b 号等）が、他方で、その一部内容については、一部の弁護士との依頼人による暴力や虐待の懸念の主張を封じ込めるにつながるものと考えられていた。例えば、二〇〇六年法（共同親責任法）第一一七条 A B は、裁判所は、一方当事者が訴訟において「故意に虚偽の嫌疑主張または陳述を行つた」と認められる場合、同当事者に対して費用支払命令を行う義務を負うことを規定している。さらに、裁判所は、一方親が他方親と子どもとの関係をどの程度促進してきたかについて考慮しなければならないとされている（第六〇

条 C C 三項 c 号）。

安全面での懸念と子どもの福祉の悪化との関連性、特に、「世話時間の分担」が行われていた場合における両者の結びつきは、家族関係支援サービス及び法律部門における実務モデルの変更の必要性を突きつける。とりわけ、これら部門は、その子どもまたは父母の安全面に関する懸念について、世話時間の配分に関する決定に影響を及ぼすものとして認知を要するような家族を効果的に識別するということに、より明確に焦点を当てる必要がある。

以上の知見は、綿密な調整を施された上で、高度な訓練と経験を積んだ専門家によって運用される評価及びスクリーニングの仕組みを、制度全般にかかる従事者が大いに利用できるよう整える必要性を示している。州ベースの諸制度・サービス（児童保護制度等）と建設的かつ効果的に協働するためのプロトコルについても、更なる検討作業が必要である。他方で、スクリーニング実務の継続的な改善作業と並行して、一部暴力及び虐待の被害者の支援を行つていくことになる。

項目(七) 養育措置の取り決めに際して、子どものニーズ及び利益はどの程度考慮されているか。

この問題は、本法制改革の諸目標にとつて最も重要なものである。それゆえ、子どものニーズ及び利益がどの程度考慮されているかという点の評価には、本評価事業における多くの設問が関わってくる。とりわけ重要なのは、家庭内暴力及び児童虐待に関する問題点は、養育責任及び世話時間の配分を取り決めるにあたってどの程度考慮されているかという問題である。

この領域については、本評価事業の結果、幾らかの進展が明らかになつていると同時に、やはり幾つかの問題点が浮き彫りになつてている。多くの父母はアクセス可能な関係支援サービスを利用しておらず、その結果として、従来よりも子どものニーズに焦点を当てた措置を取り決めるに至っているということが、利用者及び関係支援サービス従事者の双方から示されている。しかしながら、一部ケースでは、可能な限り子どもに焦点を当てているというわけではない。

多くの父母は、平等な共同親責任について、「平等な」世話時間の配分を認めるものと誤解しているということを示す証拠がある。「世話時間の均分または分担」が不適切であるようなケースにおいては、この誤解のために、関係支援サービス従事者、弁護士及び裁判所が、父母の焦点を子どもの最善の利益へと差し向けることが一層困難になり

かねない（詳細は後述）。

二〇〇六年改正法は、第七章第一二A節—子どもに関連する訴訟指揮における諸原則を設置した。西オーストラリア州家裁及びオーストラリア家裁はこれを支持して、訴訟管理実務を新たにした。これに対して、大半の子どもをめぐるケースを処理する裁判所である連邦治安判事裁は、訴訟管理のアプローチを変更しなかつた。

項目八 二〇〇六年法による諸改正は実務上どのように機能しているか。

共同親責任の理念は、父母、法制度従事者及びサービス従事者より圧倒的な支持を受けている。しかしながら、多くの父母は共同親責任と「世話時間の分担」との差異、または、反証可能な（若しくは適用しない可能性のある）共同親責任の推定を理解していない。よくある誤解は、共同親責任とは「平等な」「世話時間の分担」を意味している、そして、もし共同親責任となれば、裁判所は「世話時間の分担」を命令することになる、というものである。これらの誤解は、少なくとも一つには、平等な共同親責任と世話時間との連関についての改正法の規定の在り方に起因している。この点に関する混乱の結果として、一部の父親が、

制定法は五〇対五〇の「監護」を規定していないということを知つて、幻滅してしまうということが生じている。この幻滅のせいで、「世話時間の均分または分担」が非現実的または不適切であるようなケースにおいて、子どもに焦点を当てた措置の取り決めが困難になつてしまふ場合もある。特に法律部門従事者は、その見解として、法改正によつて、子どものニーズよりも父母の権利に目が向けられるようになつてしまい、子どもの最善の利益の原則の一次性（第六〇条C A）が幾分か弱められてしまつた、と指摘していた。さらに、彼らから見れば、改正法の枠組みは、子どもの成長発達にとって適切な措置を取り決めるのを十分に促すものではないということであつた。

しかしながら、法制改革によって、交渉にせよ訴訟にせよ、措置の取り決めがより創造的なものになつてゐるといふ点もある。すなわち、父親が子どもの特別な活動だけではなく、日常生活にも関わるという措置が取り決められてゐるのである。法制改革以降、弁護士らが事実上の「八〇対二〇」ルールに則つて助言を与えることは激減しているという。

子どもに関するケースの裁判所への申立て件数の総数は減少した。そして、連邦治安判事裁への申立てが増加し、そ

れに従つて、オーストラリア家裁への申立てが減少するという法制改革以前からの傾向に拍車がかかつてゐる。

法律部門従事者は、連邦治安判事裁とオーストラリア家裁との並行的な運営について、例えば、各裁判所における法的及び手続的なアプローチにばらつきがあることを懸念していたほか、適切なケースについて最も適切な場において審理が行われているのか、等といった懸念も抱いていた。オーストラリア家裁、連邦治安判事裁及び西オーストラリア州家裁は、第七章第一二A節の実施について各々異なつたアプローチを採つてゐた。連邦治安判事裁の手続は以前とほとんど変わつてない（但し、連邦治安判事裁は、法制改革以前から積極的な訴訟管理のアプローチを採つてゐるものと見られる）。これに対して、オーストラリア家裁及び西オーストラリア州家裁が運用してゐるモデルには、幾つかの共通点がある。例えば、宣誓陳述書提出に対する諸制限、審理前の家族評価に基づいた家族コンサルタントの役割、及び、訴訟手続全般にわたつて必要に応じて行われる介入等である。西オーストラリア州家裁を除けば、オーストラリア家裁における、より子どもを中心にして手続は、子どもに関するケースのうち少数に適用されているに過ぎない。大多数のケースは、連邦治安判事裁における、

より伝統的な対立主義的手続の下で処理されているのである。

家族コンサルタント及び大半の裁判官は、オーストラリア家裁のモデルを改良型と考へていたが、弁護士の意見はとりわけ子どもを中心置くという点をめぐつて割れており、弁護士の多くはモデル変更を支持することへの躊躇を示していた。例えば、オーストラリア家裁においては、人

的資源の不足のために、訴訟の遅延の深刻化及び長期化が生じていることや、裁判官の間で訴訟管理のアプローチにばらつきがあること等が懸念されている。同様の懸念は、それほど重大なものではないが、西オーストラリア州家裁のモデルについても示されていた。これらのモデルには、大きなメリットがある一方で、幾らか緻密な調整を加えていく必要があるように思われる。以上の点については、本評価事業は、きわめて大規模な評価設問群の一端として検討し、ごく断片的に眺めているに過ぎない。

二〇〇六年法によつて連邦家族法第七章に新たに置かれた多数の養育関連規定について、弁護士及び司法官の間では、複雑で、助言提供及び決定の実務において適用しにくいという評価傾向がある。主要な条文が複雑であること、及び、検討または説明を要する条文数が多いことから、判

決書作成及び助言提供が一層困難かつ時間を要するものになつてしまつてゐるのである。制定法は利用者—父母—にとつて理解しやすいものであるべきなのに、一部制度従事者にとつてさえ一層理解しにくいものになつてしまつてゐることが懸念されている。

項目(九) 法制改革は、何らかの予期せぬ結果——肯定的若しくは否定的な結果をもたらしたか。

「世話時間の分担」を行つてゐる父母の大多数は、法制改革は父母及び子どもにとつて有益なものであると回答した。しかし、全体の五分の一にものぼる離別父母が、養育措置と関連した安全面の懸念を抱えていた。そして、安全面の懸念を抱えているケースにおける「世話時間の分担」は、子どもの福祉の低下と結びついていた。

同様に、FDRを行つた父母の大多数は、FDRは有益であると回答した。大半の父母は、既に措置の取り決めに至つていた。また、やはり大半は、弁護士や裁判所を紛争解決のための一次的な経路として利用していなかつた。しかし、多くのFDR利用者は暴力、虐待、安全面及び精神的健康または薬物濫用の問題に関する懸念を抱えていた。こうした父母の中には、これら懸念のレベルが非常に高く、

それゆえに父母自身または子どものニーズを十分に主張出来ない可能性がある中で、FDRを行っているように思われる者もあつた。但し、暴力が発生したという情況においても、FDRが適切な場合があるということを認識することも重要である。

ほかにも、予想外の諸結果が現れている。すなわち、法制改革は母親よりも父親を、そして子どもよりも父母を優遇しているというが、弁護士の大多数の認識であつた。母親は財産上の取り決めに関する交渉をはじめ、多くの点で不利に扱われているということが、家族法制度従事者の間で広く懸念されていた。母親への財産分配の平均額が減少したようであるとの指摘もある。子どもの扶養義務及び財産分配への権利資格をはじめとする経済面の懸念については、多くの弁護士及び一部の家族関係支援従事者から、一部の父母における世話時間の配分をめぐる交渉に影響を及ぼすものと考えられていた。これらの懸念が離別父母一般にどの程度当てはまるかは、明らかではない。本評価事業は、父母の大多数は離別後の養育措置について迅速に解決できているということを示す。しかしながら、離別後の措置の取り決めが「合意」("agreeing") よりも「交渉」("bargaining") のダイナミクスの結果であるような父母

も一部に存在している。こうした父母については、二〇〇六年法制改革は交渉のダイナミクスにおける変化をもたらしてしまったように映る。この点については、さらなる検討調査が必要である。

## 第五章 結論

本評価事業の結果は、二〇〇六年家族法制度改革が肯定的な影響を及ぼした領域とそれほど肯定的でない影響を及ぼした領域とがあるということを示している。概して、関係支援サービスの利用が増加し、子どもに関するケースの裁判所に対する申立て件数が減少している。また、離別後の家族関係に関する諸問題への対応として、当然に法的解決策に頼るということからの脱却も一部で明らかになっていく。

離別父母の大部分は、公的制度については最小限の利用に留めながら、離別後の措置について解決処理することが可能である。FDRは離別父母における養育措置の成功を支援しているということも明らかである。

しかしながら、最も重要な点は、多くの離別家族は家庭内暴力、安全面に関する懸念、精神的健康及び薬物濫用の

問題といった諸問題を抱えているということ、そして、こうした家族こそ、サービス及び法律部門の主な利用者であるということである。このような家族に関しては、離別後の紛争解決は家族法制度全体に対し幾つかの複雑な問題を突きつける。本評価事業は、この点における現在の諸課題を確認した。とりわけ、FDRを行うべきでないケースの識別をめぐる制度従事者の実務及び理解については、今後も継続的な進展が求められる。この領域においては、どのようなタイプのケースがFDRサービスに不適当かという点の共通理解を構築し、他の選択肢の推奨を一層適切に行うということを目指して、家族関係支援サービス従事者、家族法制度従事者及び裁判所の間における協働体制を整えていく必要がある。

- ・家族関係支援サービス従事者と父母各々の代理人を務める弁護士との協働のためのプロトコルの構築<sup>(\*)23)</sup>
- ・裁判所において、特に暫定命令手続レベルにて、安全で時機を得た、かつ、子どもを中心に置いた決定を促すような質の高い評価を、要求または提供する能力の大幅な改善

・家族関係支援サービス内部で、時に大規模に展開されるスクリーニングの手続によって既に獲得された情報を、司法決定のプロセスにおいて、司法官、または、裁判所における評価担当者が利用できているか否か（もしできているとすれば、どのように利用できているか）についての検討

である。

効果的なスクリーニングのほかには、次のような諸点の進展が求められよう。すなわち、

- ・家族関係支援サービス部門内、部門相互間、及び児童保護といったその他重要領域との間における情報共有のためのプロトコルの継続的構築
- ・家族関係支援サービス従事者と子どもの独立代理人との協働のためのプロトコルの構築

家族評価及びFDR手続における秘密情報の開示に関するコミュニケーションをめぐっては、複雑な問題が数点上っているものの、そのようなコミュニケーションがどのようにして行われ得るかという可能性についての考究は、協働体制の拡充及びこれらケースの迅速な処理の実現へと向かう途となるであろう。確かに、現在でも、スクリーニング及び評価のプロセスにおいて、多くの関連情報が家族関係支援サービス従事者によって収集されている。しかし、

部門内のサービス従事者との間、及び、法律部門従事者との間、または、他の支援機関及びサービスとの間において、そのような情報をやりとりすることはできないのである。実際、家族が制度の他の部分へと移動する場合に、再びゼロからスタートしなければならないということが往々にしてある。家族は既に、家庭内暴力、安全面での懸念その他複雑な問題のためにストレス下に置かれているのに、そのことによって解決が遅れ、その不利益が増大してしまうことになるであろう。

複雑な問題点を抱えた家族に効果的に対応するためには、そのような家族における適切なサービスへのアクセスを確保する必要がある。それは、養育に関する問題の解決だけでなく、広く家族に影響を及ぼす諸問題に対処するためのものである。そのような対応のためには、諸般の懸念を識別し、父母がその状況に応じて最も適切な紛争解決の仕組みを利用できるように支援することが求められる。

効果的な対応によつて、複雑な問題を抱えた家族における子どもの養育措置は子どものニーズに適つたものとなり、子どもの短期的または長期的な福祉を危険にさらすことはなくなる。FDRが不適当な家族のニーズ及び軌跡に関して更に検討調査を重ねることは、これら家族の支援のため

にどのような施策が必要であるかを確認するのに役立つであろう (LSSW2009調査は、この点で幾らか役に立つかもしれない)。重要な問題点は、その上で、そのような家族が、法律／裁判所制度をどの程度利用するか、そして、その利用を阻む障壁または障害（例えば、経済的または個人的なもの）があるか否か、という点である。

安全面の懸念が存在する場合に、子どもの福祉が悪化する—各種養育措置において見られることであるが、とりわけ「世話時間の分担」において顕著である—ということが明らかになつてゐる。それは、安全面の懸念を抱えている家族を識別し、子どもの福祉を促すような措置の取り決めを支援することの重要性を浮き彫りにする。

本評価事業は、離別父母とその子どもが直面する複雑多様な問題点、そして、子どもにとつて可能な限り最善の結果を実現するために必要な諸サービスを明らかにした。結局のところ、家族法制度内においては多くの視点が存在し、多くの相反するニーズが存在するが、子どもの最善の利益に焦点を当てるここと及びあらゆる家族構成員を危害から保護することの一次的重要性を保つことが大切である。

(\*23) 「円卓での紛争解決」は、FDR士及び部門内のその他専門家により更に考究することができる一つの（決

スリ唯 1 ドラムスムーブ) ウルス ドラム。

〈参考文献〉

- Fehlberg, B., Behrens J., & Kaspiew R. (2008). *Australian family law: The contemporary context*. South Melbourne: Oxford University Press.
- Harrison, M. (2007). *Finding a better way: A bold departure from the traditional common law approach to the conduct of legal proceedings*. Canberra: Family Court of Australia.
- House of Representatives Standing Committee on Family and Community Affairs. (2003). *Every picture tells a story: Report on the Inquiry into Child Custody Arrangements in the Event of Family Separation*. Canberra: Commonwealth of Australia.
- McIntosh, J. (2009). Legislating for shared parenting: Exploring some underlying assumptions. *Family Court Review*, 47(3), 389-400.
- Winkworth, G., & McArthur, M. (2008). *Framework for screening, assessment and referrals in Family Relationship Centres and the Family Relationship Advice Line*. Canberra: Attorney-General's Department. Retrieved 26 November 2009, from < [www.ag.gov.au/www/agd/rwattach.nsf/VAP/\(CFD7369FCAE9B8F32F341DBE097801FF\)](http://www.ag.gov.au/www/agd/rwattach.nsf/VAP/(CFD7369FCAE9B8F32F341DBE097801FF))

### 【記者注】

① 例えば、LSSF W1 2008 調査対象であれ（10歳、11歳

〇六年法制改革以降に離別した）離別父母では、調査時点での末子の年齢が四歳以下である父母が

・父親：全体の六五・11%

・母親：同 六七・11%

であつた。同じく学歴について、大学を卒業している割合が、

・父親：全体の四七・四%

・母親：同 五11・〇%

であつた。（LSSF W1 2008 調査、全体版 **Table 2.1**・115頁）。

② 表(1)報告書全体版 **Table 2.2/2.91**・116、119、11111

頁参照。なお、以降、記者注における、適宜、報告書全体版の **Table**・**Figure** などの図表をはじめとする内容を引用・紹介し、補足説明を行ふ。特に **Table**・**Figure** の紹介に際しては、報告書全体版の該当頁を付記するが、報告書全体版からの引用であることは逐一示す。また、その便宜上、**Table**・**Figure** の一部

のみを抜粋する場合や、本件表①のよつて、110 の【Table】・【Figure】を組み合わせて一つの表として紹介する場合もあるが、特にその旨の記載のない限りは、各【Table】・【Figure】を全部抜粂したものとする。

③ E-I-S は具体的には、Specialised Family Violence Services (S-F-V-S)、Men and Family Relationship Services (M-F-R-S)、カウンセリング、及び、Family Relationship Education and Skills Training (E-D-S-T) のいとである。なお、E-I-S 利用者の利用目的は、離別後の養育紛争解決よりもむしろ家族関係問題一般の解決にあらざる。

④ 表②【Table 3.18】・五〇頁参照。なお、各利用者の利用サービス種類数は複数種にわたることが多い（後掲証者注⑥参照）。

⑤ 表③【Table 3.17】の一部抜粂・四九頁参照。

⑥ 利用サービス種類数別に見る父母の割合は、

- ・○件：父母全体の三三・一%

・一件：同

・二件：同

・三件以上：同

一一一・四%

一一一・一%

一一四・四%

であつた (LSSW1 2008 調査、【Table 3.16】・四八頁)。

⑦ 表④【Table 4.12・4.13】・七七・七八頁参照。本統計データについて、全体版九一頁は、「何らかの暴力または虐

待の過去にもかかわらず、多くの父母が主に前パートナーとの協議によつて問題を解決するに至つており、その際、サービスによる支援を受けていないことのうつりが少なくなる」ことを指摘する。なお、全般的に既解決ケースよりも処理中のケースの方が家庭内暴力の被害経験がある割合が多いとされ (LSSW1 2008 調査、【Table 4.14】・七八頁)。

⑧ 表⑤【Table 4.20/4.21】・八二～八三頁参照。

⑨ 例えば、FRC 職員では、同要件を誤解している利用者が FRC 利用者全体中どれ位の割合を占めているかに関する回答率は、

- ・全利用者の四分の一未満：全職員中一六・六%
- ・全利用者の四分の一以上：同 一一〇・三%
- ・全利用者の約半分：同 一一〇・九%
- ・全利用者の約四分の三：同 九・八%
- ・全利用者の四分の三以上：同 六・一%

であつた (Online Survey of FRSP Staff 2009 調査、【Figure 4.2】・八五頁)。

⑩ 本調査 (LSSW1 2008 調査) の設問文は「あなたは、これまでに家族紛争解決手続またはメディエーション (family dispute resolution or mediation) を利用したことがありますか」ふるべくのやつたふりの「家族紛争解決手続またはメディエーション (family dispute

resolution or mediation)」は、いわゆる「狭義の」FDR（家族紛争解決手続）を指す。これに対し、広義の紛争解決支援サービスとしての「カウンセリング、メディエーションまたは紛争解決手続支援サービス（counselling, mediation or dispute resolutions service）」の利用の有無を尋ねた際は、全回答者中五〇%が利用経験ありと答えた（全体版九五～九六頁）。

(11) なお、全体版九八頁は、FDRにおける子どもの世話時間の措置に関する合意内容の特徴として、合意締結前の措置を維持するか、または、締結前措置よりも父親と共に過ごす時間を増やすものが多く（それぞれ全体の四〇%強を占める）、特に後者の傾向がFRCで行われたFDRにおいて締結された合意に強く現れていることを指摘する（Survey of FRSP Clients 2009調査、【Table 5.4】・九九頁。但し、同調査は、子どもの主たる世話者となつた父親の参加者が比較的多い」とも合わせて指摘されることに注意）。

(12) FDRを行つたケースにおける調査時点での最終的な養育措置の取り決め達成率は、

- ・FDRにおいて合意締結に至つたケース：七四・四%
- ・FDRにおいて合意締結はならなかつたが、証書の交付を受けたケース：三六・三%
- ・FDRにおいて合意締結もならず、証書の交付も受け

なかつたケース：六五・二%

であった（LSSF W1 2008調査、【Table 5.9】・一〇一頁）。

全体版一〇四～一〇五頁は、合意締結プロセスにおいてFDRが果たす役割について、次のようにまとめている。

「統計データによれば、『FDRまたはメディエーション（つまり狭義のFDR）を行つた』と回答した離別父母の半分強が、FDRの直接の結果として正式な合意を締結した訳ではないが、それでも、大多数の場合は合意に達し、そのうち大半は当事者間の協議をその主たる経路としていた。このことは、FDR手続は、何らの支援も受けずに行われる交渉だけでなくその他公的な支援を受けている交渉においても重要な一步となり得るものであり、将来的な紛争の芽を摘むのに有益な場合があるという認識の裏付けとなる。……統計データからは、FDRは合意締結のためにサービスを利用した離別父母の大半を直接または間接に支援出来ているということが読み取れる。」

(13) FDR等の支援サービスの利用率を、離別前における暴力等の被害経験の有無別に眺めるに、

離別前に身体的暴力（及び心理的虐待の両方）を受けた経験のある父母では、

- ・狭義のFDR：四一・二%
- ・広義のFDR（カウンセラー・心理士、その他精神科医療専門サービスを含む）：六五・一%

離別前に心理的虐待のみを受けた経験のある父母では、

・狭義の FDR : 三四・六%

・広義の FDR (カウンセラー・心理士、その他精神科医療専門サービスを含む) : 五九・五%

暴力や虐待を受けた経験のない父母では、

・狭義の FDR : 一五・一%

・広義の FDR (カウンセラー・心理士、その他精神科医療専門サービスを含む) : 一三・一%

であった (LSSFW1 2008 調査、【Figure 5.1】・100頁)。

特に母親からセッション中またはセッション外における恐怖心が報告された場合、それが証書交付に結びつく傾向がある (Survey of FRSP Clients 2009 調査、【Table 5.8】・103頁)。一方で、父母から脅迫、恐怖心または虐待の被害経験が報告されていながら、証書が交付されなかつたり、合意が締結されたりしているケースもあることが指摘されている (全体版 101頁)。また、FRC 及び FDR 職員において DV 及び児童虐待ゆえに FDR が不適切であると判断したという回答割合は、当事者による DV 及び虐待被害経験の申告割合よりもかなり低いことから、サービス機関職員側は、FDR が不適切な DV・虐待経験と FDR 可能な DV・虐待とを区別しているように思われるといふ (全体版 106・107 頁)。

(15) 本評価事業において、「世話時間」('care time') の語は、

離別父母と子との間の直接の面会交流 (face-to-face contact) を指し、それは宿泊付きの場合と日中のみの場合のいずれも含むものと定義されている (全体版 111 頁)。

(16) 全体版 111 頁は、「1100六年法制改革は幼児が父母と共に過ごす時間の適切な長さに関する活発な議論を引き起こした」とし、幼児における「世話時間の分担」措置に関する代表的な賛成説と反対説を紹介する。まず、反対説として、McIntosh and Chisholm (2008) が「愛着に関する理論及び研究に依拠して、幼児期の子どもが一人の親 (または世話者) に対する確固たる愛着を形成すること」は、その子どもの長期的な精神的健康にとつてきわめて重要であるといふを強調】すると共に、「確固たる愛着を構築するといつまでもにそのためには、幼児期に一人の親／世話者から信頼の出来る世話を途切れなく受けが必要であり、幼児が父母間を頻繁に行き来する「世話時間の分担」措置は幼児の愛着形成を阻害することになりかねず、特に父母が敵対的な関係にある時にその危険がある、と主張している」と紹介する。他方、賛成説としては、Burrell and Green (2008) が、「文献を参考した上で、父子が泊まりがけで共に過ごす」とが母子間の愛着を阻害するといふ証左はないと結論づけている

と紹介している。

⑯ 全体版一一一頁は、「世話時間の分担」措置は、オーストラリアよりも英米の方が割合的に多いという Smith (2009) の指摘を紹介する。Smith (2009)によると、英國では、二〇〇六年七月、父母の離別後に世話時間のほぼ均分（一週間のうち少なくとも三日分またはそれ以上の昼夜、または一年のうち約半分を、父母各々の許で過ごすこと）を行っている一八歳未満の子どもの割合は全体の九〇一七% であり (Peacy & Hunt (2008))、米国では、父母の離婚後の共同養育（子どもが父母各々と二〇〇%以上の時間を共に過ごすこと）を行っているケースは全体の約二〇% (二〇〇一年のワイオミング州では三二%) であるところ (Melli and Brown (2008))。

⑰ 表(6) [Table 6.1]・一一九頁参照。なお、全体版一一一

頁は、このような年齢別の傾向の実態と社会一般における意識とのずれについて、次のように指摘する。「オーストラリア社会における大半の父母は、『世話時間の均分』が三歳未満の子どもにとって有益な場合があると考えているが、実際には、二〇〇六年七月一日以降に離別し、CSAに登録している父母の間では、そのような措置は珍しいものであった。その範囲を『世話時間の分担』（三五〇六五%の夜を父母各々の許で過ごすこと）にまで広げてみたとしても、非常に珍しいのである。そして、父

母は一般的に、『世話時間の均分』は子どもの年齢が上がるにつれてより適切なものになると考へているようであるが、『世話時間の均分』を行っている子どもの割合は、一五〇一七歳の子どもの方が五〇一四歳の子どものよりも少なかつた」。

⑯ 子どもが夜に一方親の許で過ごすことなく、日中のみ面会交流を行っているケースにおけるその交流頻度としては、大半の子どもが少なくとも年に二六日はその親の世話を受けていた（平均頻度は二週間に一日以上で、少なくとも週一日といふケースが最も多かった）。しかし、月一日あるいはそれ以下のケースも全体の約二〇%を占めていた。(LSSW W1 2008 調査、[Table 6.2]・一一一一頁)。

⑰ 表(7) [Table 6.6]・一一七頁参照。

⑱ 表(8) [Table 8.1]・一七六頁参照。本データについて全体版一七七頁は、「四つの事項全部について父母が共同決定を行っているケースは全体の一五%に過ぎず、離別後の子どもの大半においては父母による共同決定は行われていない」といふことが明らかである」としている。

⑲ 表(9) [Table 8.2./8.3/8.7]・一八七、一九〇頁参照。なお、裁判所の決定によつて単独親責任命令が行われたケースにおけるその理由は、多い順に、

- ・家庭内暴力・全体の 三一・〇%

- ・虐待・同 一八・七%
  - ・精神的健康の問題・同一七・七%
  - ・薬物濫用・同 一一・六%
  - ・合意・同 三・八%
  - ・深刻な不和葛藤・同 一・一%
  - ・その他・同 二七・四%
  - ・不明・同 二二・四%
- であつた（裁判所資料、【Table 8.5】・一八八頁）。しかし、全体版一八九頁は、「家庭内暴力または児童虐待の嫌疑が主張された場合でも、そのようなケースの大半において父母の共同親責任命令が行われている」と、そして、「家庭内暴力または児童虐待の嫌疑が主張された末に単独親責任命令がなされた場合は、通常、母親に単独親責任が付与されている」ことを合わせて指摘する。
- (23) 父母のいざれが養育費支払義務者側であるかについて、世話時間の配分別に見たところ、次の通りであつた（LSSF W1 2008 調査、全体版一九三頁）。
- まず、父親が養育費支払義務者であるとの回答割合は、
  - ・子どもが父親に一切会わないケース・父親の八七%、母親の七九%
  - ・子どもが父親に日中のみ会うケース、または、六六%以上の夜を母親の許で過ごすケース・父親の九〇・九一%、母親の八七%

以上のように、世話時間の配分と養育費支払義務の所在とが連動している理由の一つとして、養育費算定方式において子どもが父母各々と共に過ごす時間が考慮される点が指摘されている（全体版二〇二頁）。

他方、母親が養育費支払義務者であるとの回答割合は、

- ・「世話時間の均分」のケース・父親の八%
- ・「世話時間の分担」（父親の許で過ごす夜の方が多いパートーン）のケース・父親の八〇%、母親の七三%
- ・「世話時間の均分」のケース・父親の六〇%、母親の五四%
- ・「世話時間の分担」（父親の許で過ごす夜の方が多いパートーン）のケース・父親の五一%
- ・子どもが全てまたはほとんどの夜を父親の許で過ごすケース・父親の一四%未満
- ・子どもが母親に日中のみ会うケース・母親の一四%未満

であつた。このような父母の支払義務の有無の差異は、男女の資力の差及び母親側において他の子どもを抱えて養育していることによるものと考えられている（全体版一九三頁）。

②⁴ この傾向は、父親よりも母親の回答に強く現れているとされる。例えば、父親の支払状況について、額・時期共に義務内容通りに支払われているという回答割合は、

- ・子どもの教育について共同決定を行っているケース：父親の七八・一%、母親の六一・五%
  - ・子どもの教育について共同決定を行っていないケース：父親の七三・四%、母親の五三・一%
- であつた（LSSF W1 2008 調査、【Figure 8.19】・一九八頁）。

②⁵ 養育費支払いは自身にとつて公平なものであるとの回答割合は、

- ・支払者たる父親：全体の六七・七%
- ・支払者たる母親：同 五五・八%
- ・受領者たる父親：同 五八・九%
- ・受領者たる母親：同 五六・四%

であつた（LSSF W1 2008 調査、【Figure 8.21】・一九九頁）。

②⁶ 支払者たる父親において養育費支払いは自身にとつて公平なものである考へてみると、回答割合は、

- ・「世話時間の均分」を行つて いる父親：全体の約四七 %
- ・子どもに一切会つていない父親：同約五八%
- ・日中のみ子どもに会つて いる父親または子どもと共に

過（）す夜が少ない父親：同約七〇～七一%

であつた（LSSF W1 2008 調査、【Figure 8.23】・一九〇一頁）。

②⁷ 全体版二一一～二二四頁は、「世話時間の均分」に対する期待の高まりの原因是「法制改革をめぐる喧伝」にあり、新法制度及び世話時間の配分に関する誤解は社会全体に広がつて いるであろうという専門家の指摘が多いことを紹介する（QLSP 2008 調査（家族法制度従事者を対象としたインタビュー調査及びフォーカスグループ調査等の質的調査）より）。

②⁸ 全体版二一四頁は、家族法に対する誤解や「世話時間の均分」への期待の高まりによる他の問題点として、QLSP 2008 調査の知見から、次のように指摘する。「弁護士から上つていたさらなる懸念としては、父母が法規定の正確な意味内容に関する法的アドバイスを受けることなく、自力で、または FDR 部門の支援の下での交渉を経て取り決めに至る場合に、（法に対する）誤解が父母に及ぼし得る影響があつた。子どもの成長発達にとって不適切な措置が取り決められたり、家庭内暴力の過去が存在したりして いる場合には、その措置の取り決めは、結局のところ実際には機能不全に陥つてしまつという懸念を家族法専門弁護士は示して いたのである。」

②⁹ 全体版二〇九～二一〇頁は、QLSP 2008 調査の知見よ

り、次のような裁判官の指摘を紹介する。

- 裁判実務においては、単独親責任命令は、家庭内暴力、児童虐待、精神的健康及び薬物濫用に関する非常に深刻な問題を抱えているといったケースに限られるという従来のアプローチが依然として残っている。

裁判では、家庭内暴力及び父母間の不和葛藤の過去等のために平等な共同親責任の推定を適用すべきでないようなケースにおいても、当事者及び代理人が同推定の適用を認めてしまうことがある。それは「父母らは恐怖心から、もし推定適用を争えば、裁判所はその父母について何か特定の見方をするようになるのではないかと考えてしまう」からである。

- 一部ケースにおいては、紛争当事者及び代理人の議論の焦点は、親責任の所在よりも「子どもと共に過ごす時間」の方に向けられており、共同親責任を受け容れる代わりに、世話時間の措置について優位に立とうという戦略（但し、それは共同親責任推定の適用結果に関する理解不足を露呈するものであるが）が採られて いる。

<sup>30</sup> 全体版二二二～二二三頁は、QSLSP 2008 調査の知見として、「世話時間の均分」を求める父母の主張について、関係支援サービス従事者及び法律支援サービス従事者共に、一貫して「現実を直視する」（“reality check”）

の必要性に言及していることを紹介する。「世話時間の均分」を求める父母、特に父親は、子どもの成長発達やその親のそれまでの養育経験から見て非現実的な期待を描くことがあり、同措置の実際の意味内容を検討するよう促す必要があるというのである。

<sup>31</sup> 二〇〇八～九年当時、「共同親責任を目指した立法改革は、大方、子どもにとつて有益なものであった」という点に対する賛否について、家族法専門弁護士の回答割合は次の通りであった（FLS 2008 調査）【Figure 9.6】・一一六頁）。

- ・「強く賛成する」：一・五%
- ・「概ね賛成する」：二七・〇%
- ・「概ね反対する」：三八・六%
- ・「強く反対する」：一八・八%
- ・「分からない」：一三・二%

また、各支援サービス機関に対して、サービス利用者の父母全体のうちどの程度の父母が子どものニーズに十分に焦点を当てることができているか、その割合を尋ねたところ、各サービスとの回答は次の通りであった（Online Survey of FRSP Staff 2009, [Figure 9.7]・一一七頁）。

- ・ FRC……父親：四三・八%、母親：五六・〇%
- ・ FDR……父親：四四・七%、母親：五七・六%
- ・ その他の PSS (CSS 及び POP) ……父親：四

三・一%、母親・五〇・一%

・E I S……父親・四〇・一%、母親・五八・四%

・F R C……父親・五〇・〇%、母親・三〇・六%

・F D R……父親・五六・六%、母親・二九・一%

全体版二一四頁は、父母における権利意識の高まりが子の利益・福祉に及ぼす影響について、QLSLSP 2008 調査の知見から、次のような法制度従事者の指摘を紹介する。  
「多くの調査参加者は、権利、公平、及び五〇対五〇の世話時間の配分といった類の措置への期待のために、交渉及び裁判の両場面において、子ども中心の取り決め内容と少なくとも一方親における当初の期待との間の距離が、法制改革以前よりも拡大していると考えていた。……法制改革以降、子どもの福祉は大幅に悪化しているという評価について、ある裁判官は、『子ども達は、実際のところ、子どもというよりもむしろ財産のように二つに分割されている』と述べて、これを支持した」。

弁護士を利用者に対し、「離別前に主な子どもの世話の責任を担っていた母親は、通常子どもの居所を認められる」及び、「通常の結論は、父親が隔週末と長期休暇の半分にて子どもに会うというものである」というアドバイスを行うことは、法制改革以降、大幅に減少したとされる（FLS 2006・2008 調査、全体版二一八頁）。

〔32〕他方、母親の申立てにおいては、「世話時間の均分」の申立ては申立て全体の一〇%であった。また、各サービス機関において、サービス利用者たる父母のうち「世話時間の均分」を希望する父母が占める割合を尋ねたところ、各サービスとの回答は次の通りであった（家族法弁護士は FLS 2008 調査、F R C 及び F D R は F R S P Staff 2009 調査、Figure 94）・一一一頁）。

・家族法弁護士……父親・六五・〇%、母親・三一・〇%  
・E I S……父親・四〇・一%、母親・五八・四%  
・F R C……父親・五〇・〇%、母親・三〇・六%  
・F D R……父親・五六・六%、母親・二九・一%

〔33〕「法制改革の結果、高度な葛藤が存在する場合に『世話時間の分担』を行う子どもが増加した」という点に対する賛否について、家族法弁護士の回答割合は、「賛成する」が七九%、「反対する」が一六%であった（FLS 2008 調査、全体版二一九頁）。

〔34〕「現在の政策枠組みの下、父母に対し、子どもの成長発達にとつて適切な措置の取り決めに向けた支援を行うことは容易になつた」という点に対する賛否について、各支援従事者の回答割合は次の通りであった（F R C 職

員及び FDR サービス職員は Online Survey of FRSP Staff 2009 調査、家族法専門弁護士は FLS 2008 調査、【Figure 9.4】・111 五頁)。

・ FRC 職員……「強く賛成する」： 四・八%

「概ね賛成する」： 六一・三%

「概ね反対する」： 一一・七%

「強く反対する」： 一一・九%

・ FDR サービス職員……「強く賛成する」： 一・一一%

「概ね賛成する」： 六〇・二%

「概ね反対する」： 二八・九%

「強く反対する」： 四・八%

・ 家族法専門弁護士……「強く賛成する」： 二・五%

「概ね賛成する」： 一七・九%

「概ね反対する」： 四一・一一%

「強く反対する」： 三一・七%

等である。そして、その背景としては、家庭内暴力の過去、及び、父母々の代理人の有無・能力等の差異が父母の交渉力のアンバランスに拍車をかける場合があることが挙げられているといふ。

また、全体版二二二一頁は、やはり QSLSP 2008 調査の知見を基に、母親らの「世話時間の分担」に対する懸念の内容を整理し、主に次の二点を指摘する。すなわち、父親における従前の育児経験の乏しさから、「世話時間の分担」及び「均分」が実際に子どものニーズに応えられるのかを危惧していること、及び、母親が従前担っていた、子どもの主たる世話者としての母親の役割が軽視されるよう感じていること、である。

〔36〕 表(10)【Figure 9.15/9.16】・11116 頁参照。なお、全体版二二五～二二九頁は、QSLSP 2008 調査の知見として、財産分配の取り決めと世話時間の配分の取り決めとの連動性について、一旦両措置を取り決めた後、世話時間の配分についてのみ、大体は母親の世話時間を増やす形で変更されることがあるという法制度従事者からの指摘を紹介する。すなわち、「多くの女性利用者はもし裁判になつたら起こるであろうことを恐れて、何か取り決めに持ち込もうと必死になつてゐるよう思ふ」、「女性は子どもの利益に適うと自ら感じられない交渉結果にも同意しなければならないという圧力を感じている」問題状況が発生しているといふのである。

(38) オーストラリア家庭裁判所においては“Child Responsive Model”の、西オーストラリア州家庭裁判所においては“Child Related Proceedings”的、それぞれ一端としてクリーニングを行つてゐる。

(39) サービス部門従事者に対して、「直近一二カ月間に対応した子どもを抱えた家族のうち、家庭内暴力または虐待が問題になつていた家族の割合」を、弁護士に対して、「直近一二カ月間に対応した子どもに関する案件のうち、家庭内暴力または虐待が問題になつていたケースの割合」をそれぞれ尋ねたところ、利用者家族の半数またはそれ以上において暴力または虐待が問題になつていたと回答した割合は、次の通りであった（弁護士は FLS 2008 調査、それ以外は Online Survey of FRSP Staff 2009 調査より、Figure 10.1】・1111回頁）。

- ・FRC従事者：全体の六一%
- ・FDR従事者：同四一%
- ・その他の PSS (POP・CSS) 従事者：同八四%
- ・EIS従事者：同約四〇%
- ・弁護士：同五〇%

FRC従事者とFDR従事者との差については、従来であればFDRに流れたであろう多くの家族法制度利用者家族について、FRCが窓口となつて、スクリーニングの機能を果たしているためであると考えられている。POP及

(40) 表[1]【Table 10.3】・1141頁参照。  
(41) 表[2]【Table 10.6/10.7】・1144頁参照。  
(42) 全体版二四五頁は、the Qualitative Study of FRSP Staff 調査の知見として、関係支援サービス側における、裁判所との連携に対する強い懸念を指摘する。すなわち、一旦裁判所へと紹介したケースが再び FDR に戻されてしまうことがあり、それが家族構成員及び子どもを危険にさらしてしまうような、不適切なものであることが少なくないというのである。その要因として、FDR機関と裁判所との情報共有の困難が指摘されている。FDR免除の証書は記載事項が不十分で、裁判官において訴訟が最善の紛争解決手段であるかを判断するための十分な情

報を提供するものではないのところである。

④ 指標の具体的な内容は次の通りである。

- ・健康面全般（全年齢の子ども）

- ・行動面の問題（一～三歳の子ども）

- ・学習面（四歳以上の子ども）

- ・友人関係（四歳以上の子ども）

- ・生活全般における成長発達（四歳以上の子ども）

- ・行動面の問題（四歳以上の子ども）

- ・感情面の症候（四歳以上の子ども）

④ 表(13) [Figure 11.11/11.12]・117一頁参照。

⑤ 子どもの養育措置の取り決めについて、祖父母と共に過ごす時間が考慮されたと考えている父母が全体に占める割合は、養育措置の取り決めの主たる経路別に、次の通りであった（法制改革以前離別ケースは LBS 2009 調査、法制改革以降離別ケースは LSSF W1 2008 調査より、【Figure 12.12】・118九頁）。

- ・FDR・メディエーション・カウンセリング……法制改革以前・五一・八%、法制改革以降・五六・〇%
- ・弁護士……法制改革以前・三七・六%、法制改革以降・四〇・三%
- ・裁判所……法制改革以前・四〇・八%、法制改革以降・四六・〇%
- ・他方親との協議……法制改革以前・四五・〇%、法制

改革以降・五四・七%

・取り決めはたまたま成立した……法制改革以前・四

一・一一%、法制改革以降・四八・三%

表(15) [Table13.2/13.3]・110五～六頁参照。

表(14) [Figure 13.5/13.6]・111〇頁参照。

④ ⑤

表(1) 離別前における家庭内暴力・精神的健康・薬物依存の問題の有無の回答割合（現在の安全面の懸念の有無別）（全体版【Table 2.2/2.9】の全部及び【Table 2.5】の一部抜粋・26、29、33頁）

	父			母 (単位: %)		
	全体(※2)	安全面の懸念あり	安全面の懸念なし	全体(※2)	安全面の懸念あり	安全面の懸念なし
家庭内暴力の経験の有無						
身体的暴力を受けた(※3)	16.8	44.3	11.2	26.0	52.5	18.9
心理的虐待のみを受けた	36.4	45.5	34.4	39.0	42.0	38.2
なし	46.8	10.2	54.4	35.0	5.5	42.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総件数	4,918件	833件	3,953件	4,959件	1,033件	3,886件
精神的健康の問題・薬物等依存の有無(※4)						
1つ以上の問題あり	35.3	61.9	29.6	50.2	76.8	43.1
なし	64.7	38.1	70.4	49.8	23.2	57.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1
総件数	4,983件	833件	3,953件	5,019件	1,033件	3,886件

※ 1 出典は LSSF W1 2008 調査。

※ 2 安全面の懸念の有無につき未回答分を含む。従って、安全面の懸念ありの回答数と懸念なしの回答数とを合計しても、全体の回答数の総計にはならない。

※ 3 身体的暴力の被害経験者のほとんどが心理的虐待も経験していることから、本項目は、身体的暴力と心理的虐待の両方を受けたことを指すものとする。

※ 4 設問文の具体的な内容は次の通りである。「最終的に離別する前に、アルコールまたは薬物の使用、精神的健康の問題、その他依存症といった問題はありましたか？」また、もし上記例示以外の依存症を回答した場合には、その内容を尋ねた。の中では、ギャンブルが最多であった（全体版 28 頁）。

※ 5 なお、LSSF W1 2008 調査の対象者の離別時期は、82%が 2007 年、13%が 2006 年後半、5%が 2008 年であった。同調査インタビューは 2008 年 8~10 月にかけて行われた。

※ 6 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に 100.0% にはならない場合がある。

表(2) 各種サービス利用経験の有無——二〇〇六年法制改革以前・以降別  
 (【Table 3.18】・50頁)

サービス名	サービス利用経験者が全体に占める割合 (単位: %)					
	法制改革以前離別ケース			法制改革以降離別ケース		
	父親	母親	全体	父親	母親	全体
カウンセリング・メディエーション・紛争解決手続サービス	68.6	65.7	67.1	75.4	71.3	73.3
弁護士	75.0	72.6	73.8	66.7	66.9	66.8
裁判所	40.7	40.0	40.3	29.2	29.2	29.2
法律サービス (電話法律相談、私的または法律扶助)	37.8	53.0	45.5	26.0	31.7	28.9
家庭内暴力問題支援センター	4.8	17.3	11.1	6.0	21.9	14.2
児童扶養局	1.6	3.6	2.6	1.2	2.3	1.7
センターリンク	0.4	4.2	2.3	0.6	2.3	1.4
警察	0.9	2.0	1.5	0.9	1.9	1.4
その他(※4)	4.3	6.7	5.5	4.8	5.3	5.1
回答者数	757名	848名	1,605名	3,479名	3,460名	7,119名

※1 出典は、LBS 2009 調査 (改革以前離別ケース)、及び LSSW1 2008 調査 (改革以降離別ケース)。

※2 LBS 2009 調査における設問文は次の通りである。「離別時または離別後において、以下のうちいずれかを利用しましたか? [サービスの一覧表を提示]」(複数回答可)

※3 LSSW1 2008 調査における設問文は次の通りである。「離別時または離別後において、以下のうちいずれかを利用しましたか? カウンセリング、メディエーションまたはFDR、家庭内暴力支援サービス、弁護士、法律サービス (電話法律相談、私的または法律扶助等)、裁判所問題、家族、その他 (具体的に\_\_\_\_\_ )」(複数回答可)

※4 「その他」は、カウンセラー、心理学者、精神科医療の利用を回答したケース (全体の 2 %未満)。

※5 複数回答可としたので、各回答割合の合計は 100% を超える。

表(3) 法制改革以降離別ケースの諸特徴——離別後支援サービスの利用の有無別（【Table 3.17】の一部抜粋・49頁）

	父		母（単位：%）	
	サービス利用なし	サービス利用あり	サービス利用なし	サービス利用あり
家庭内暴力の経験の有無				
身体的暴力の経験あり	6.9	21.8	11.8	32.1
心理的虐待のみ経験あり	24.5	42.5	28.2	43.8
経験なし	68.9	35.7	60.0	24.1
精神障害・アルコール・薬物問題の有無				
あり	21.7	42.2	31.0	58.5
現在の父母関係の評価				
友好的な関係	54.7	25.9	55.9	24.7
協力的な関係	28.0	27.7	27.3	27.6
疎遠な関係	11.8	23.0	11.7	21.9
葛藤に満ちた関係	4.3	18.9	4.2	17.0
恐怖を伴う関係	1.3	4.5	0.9	8.9
回答者数	1,504名	3,479名	1,379名	3,640名

※1 出典は LSSF W1 2008 調査。

※2 父母のサービス利用経験の有無については、次の(a)～(c)のいずれかに該当する者を「サービス利用経験あり」として分類した。(a)離別時若しくは離別後に、家族構成員若しくは友人以外の何らかのサービスに接触したことを認めた者、(b)「カウンセリング・家族紛争解決手続」、「弁護士」若しくは「裁判所」が当該子どもに関する取り決めに至った経緯を最も良く示していると回答した者、または、(c)FDR 若しくはメディアーションを、単独で、若しくは、他方親と共に利用した者。

※3 データは加重平均した値である。

※4 父母における「サービス利用経験あり」グループと「なし」グループの差は、カテゴリ変数についてはカイ2乗検定を、連続変数についてはt検定をそれぞれ行った。

※5 P <.001

表(4) 家庭内暴力の被害経験の有無——取り決めの主たる経路別  
 (【Table 4.12/ 4.13】・77、78頁)

	家庭内暴力被害経験者が全体に占める割合 (取り決めの主たる経路別) (既に取り決 めに至ったケース/ 依然取り組み中のケース) (単位: %)					
	カウンセリン グ・メディエ ーションまたは FDR	弁護士	裁判所	協議	自然発生 (た またまそうな った)	全体(※2)
身体的暴力	24.9/ 32.9	37.0/ 43.0	48.0/ 49.9	12.2/ 26.7	16.7/ 27.6	16.8/ -
心理的虐待 のみ	52.5/ 45.6	47.1/ 44.5	43.2/ 43.6	32.0/ 41.7	34.3/ 46.7	35.4/ -
なし	22.7/ 21.6	15.9/ 12.5	8.9/ 6.5	55.8/ 31.6	49.1/ 25.7	47.8/ -
合計	100.1/ 100.1	100.0/ 100.0	100.1/ 100.0	100.0/ 100.0	100.1/ 100.0	100.0/ -
総回答件数	535/ 239件	442/ 253件	225/ 236件	4, 548/ 722件	1, 086/ 204件	7, 097/ -件

※ 1 出典は LSSW W1 2008 調査。

※ 2 表記の経路以外の経路を利用したという回答者分を含む。

※ 3 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に 100.0% にはならない場合がある。

表(5) 養育措置の取り決めの主たる経路に対する当事者の評価——取り決めの主たる経路別（【Table 4.20/ 4.21】・82、83頁）

	各評価項目への賛成回答の割合(法制改革以前離別ケース/ 法制改革以降離別ケース) (単位: %)							
	父				母			
	カウンセリング・メディエーションまたはFDR (※3)	弁護士	裁判所	協議	カウンセリング・メディエーションまたはFDR (※3)	弁護士	裁判所	協議
そのプロセスは回答者自身にとって有益である／有益であった	62.6/ 74.3	51.0/ 56.2	34.6/ 45.3	76.9/ 86.0	66.5/ 71.9	72.7/ 69.1	55.8/ 54.7	81.3/ 89.6
そのプロセスは他方親にとって有益である／有益であった	72.7/ 80.9	62.9/ 70.2	65.0/ 51.7	88.5/ 90.1	62.0/ 65.1	64.7/ 70.8	46.2/ 60.2	80.3/ 87.0
そのプロセスは子どもにとって有益である／有益であった	71.4/ 74.4	52.2/ 56.2	39.4/ 56.4	82.4/ 85.2	77.1/ 78.5	68.9/ 70.0	59.4/ 53.4	86.8/ 92.1
結果は予測した通りだった	-/ 69.6	-/ 63.2	-/ 53.1	-/ 86.2	-/ 68.1	-/ 68.6	-/ 59.2	-/ 86.8
自身の主張の機会は十分あった	-/ 82.4	-/ 56.6	-/ 54.6	-/ 84.6	-/ 84.5	-/ 75.9	-/ 60.0	-/ 88.0
他方親の主張の機会は十分あった	-/ 96.8	-/ 89.2	-/ 88.0	-/ 96.3	-/ 93.6	-/ 88.7	-/ 81.6	-/ 94.3
子どものニーズは十分考慮された	-/ 85.4	-/ 60.6	-/ 57.8	-/ 92.1	-/ 87.2	-/ 75.2	-/ 63.7	-/ 94.3

※ 1 出典は、LBS 2009 調査（法制改革以前離別ケース）、及び LSSF W1 2008 調査（法制改革以降離別ケース）。なお、両調査はサンプルが異なるので、単純比較はできないこと、及び質問項目も一部異なっていることに注意を要する。

※ 2 具体的な質問文としては、上記表記載の各評価項目について、それぞれ賛否を尋ねた。その回答のうち、「賛成する」及び「強く賛成する」という回答を賛成回答として数えた。なお、「分からない」という回答は、「(強く) 反対する」・「賛成も反対もしない」という回答と共に、賛成回答から除外した。

※ 3 法制改革以前に離別したケースのデータはFDRのみ。

※ 4 データは加重平均した値である。

表(6) 子どもの年齢別に見る、世話時間（子どもが父母各々の許で過ごす夜）の配分  
（【Table 6.1】・119頁）

子どもの年齢 年齢別に見る 年齢別に見る		子どもの年齢						
		0~2歳	3~4歳	5~11歳	12~14歳	15~17歳	全体	
		各ケースがその年齢の子ども全体に占める割合 (単位: %)						
父親が子どもに全く会わない	①	16.2	8.4	5.3	10.6	13.0	11.1	
父親が子どもに日中のみ会う	②	34.4	15.5	12.0	14.0	22.6	22.5	
87~99%の夜を母親の許で、 1~13%の夜を父親の許で過ごす	③	13.8	13.9	13.7	14.3	18.3	14.1	
66~86%の夜を母親の許で、 14~34%の夜を父親の許で過ごす	④	25.4	37.1	37.2	31.1	18.7	31.0	
53~65%の夜を母親の許で、 35~47%の夜を父親の許で過ごす	⑤	5.0	9.3	11.6	7.8	3.3	7.8	
48~52%の夜を 父母各々の許で過ごす	⑥	2.1	9.3	11.8	10.7	6.4	7.0	
35~47%の夜を母親の許で、 53~65%の夜を父親の許で過ごす	⑦	0.4	1.7	2.3	1.7	1.1	1.3	
14~34%の夜を母親の許で、 66~86%の夜を父親の許で過ごす	⑧	0.8	1.9	2.8	3.5	3.7	1.9	
1~13%の夜を母親の許で、 87~99%の夜を父親の許で過ごす	⑨	0.5	0.7	1.3	2.3	4.2	1.1	
母親が子どもに日中のみ会う	⑩	1.0	1.2	1.2	1.7	4.4	1.3	
母親が子どもに全く会わない	⑪	0.4	1.0	0.9	2.5	4.3	1.0	
		100.0	100.0	100.1	100.2	100.0	100.1	
総回答数		2,684件	1,309件	2,538件	627件	560件	7,718件	
グループ別集計								
全夜を母親の許で過ごす	①+②	50.6	23.9	17.3	24.6	35.6	33.6	
母親の許でより多くの夜を過ごす	③+④	39.2	51.0	50.9	45.4	37.0	45.1	
「世話時間の分担」 (父母各々と35~65%の夜を過ごす)	⑤+⑥ +⑦	7.5	20.3	25.7	20.2	10.8	16.1	
父親の許でより多くの夜を過ごす	⑧+⑨	1.3	2.6	4.1	5.8	7.9	3.0	
全夜を父親の許で過ごす	⑩+⑪	1.4	2.2	2.1	4.2	8.7	2.3	
父母の一方と全く会わない	①+⑪	16.6	9.4	6.2	13.1	17.3	12.1	

※ 1 出典は LSSF W1 2008 調査。

※ 2 本データは、父母が共に LSSF W1 2008 調査に参加した合計 1,800 名の子どもを対象としたデータである。一人の子どもについて父母各々が重複して回答し、二重に算入されることのないように、父母のうち一方親の回答を無作為に除外している。なお、本文注 (\* 14) 参照。

※ 3 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に 100.0% にはならない場合がある。

表(7) 各世話時間の配分の継続率（2004～2009年の経年変化）（【Table 6.6】・127頁）

2009年調査時点の世話時間の配分	2004-5年離別時点の世話時間の配分					(単位：%)
	主に／専ら母親の許に宿泊（母親の許で過ごす夜が全体の65%超）	「世話時間の分担」（母親の許で過ごす夜が全体の53～65%）	「世話時間の平等な分担」（父母各々と過ごす夜が各々全体の53～65%）	「世話時間の分担」（父親の許で過ごす夜が全体の53～65%）	主に／専ら父親の許に宿泊（父親の許で過ごす夜が全体の65%超）	
主に／専ら母親の許に宿泊（母親の許で過ごす夜が全体の65%超）	87.4	31.6	27.8	-	16.6	
「世話時間の分担」（母親の許で過ごす夜が全体の53～65%）	7.0	49.1	5.0	-	9.2	
「世話時間の均分」（父母各々と過ごす夜が各々全体の48～52%）	3.7	14.6	59.8	-	16.3	
「世話時間の分担」（父親の許で過ごす夜が全体の53～65%）	0.3	4.2	2.2	-	7.1	
主に／専ら父親の許に宿泊（父親の許で過ごす夜が全体の65%超）	1.5	0.5	5.2	-	50.8	
計	99.9	100.0	100.0	-	100.0	
合計件数	1,200件	104件	103件	18件	108件	

※1 出典は LBS 2009 調査（法制改革以前に離別したケース）。

※2 調査対象たる子どもの父母双方にインタビューを行った場合、父母のうち一方の回答を無作為に除外した。また、父親の許で過ごす夜が全体の 53～65% のケースはサンプル数が少ないとため、統計的に信頼のおける数値の算出が不可能であった。

※3 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に 100.0% にはならない場合がある。

表(8) 子どもに関する決定への父母の関与 (【Table 8.1】・176頁)

	子どもに関する各事項の決定への関与の有無の割合 (単位: %)											
	教育(4歳超の子のみ)			健康管理			宗教的または文化的紐帶			スポーツ及び社会活動		
	父親	母親	合計	父親	母親	合計	父親	母親	合計	父親	母親	合計
主に母親	41.0	66.3	53.4	51.2	78.9	65.1	37.1	64.0	50.9	41.3	72.0	56.9
主に父親	10.3	4.3	7.4	9.3	2.4	5.8	10.2	3.6	6.8	12.5	3.3	7.8
父母平等	46.3	28.0	37.3	33.5	16.2	24.8	47.2	28.8	37.8	39.0	20.8	29.8
その他(※4)	2.5	1.4	1.9	5.9	2.6	4.3	5.5	3.5	4.5	7.3	3.9	5.6
合計	100.1	100.0	100.0	99.9	100.1	100.0	100.0	99.9	100.0	100.1	100.0	100.1
回答件数	4,983 件	5,019 件	10,002 件	4,983 件	5,019 件	10,002 件	4,983 件	5,019 件	10,002 件	4,983 件	5,019 件	10,002 件

※1 出典は LSSF W1 2008 調査。

※2 本調査においては、父母に対して次の質問を行った。「……に関する決定に主として関与しているのは誰ですか」。「……」の部分には、(子どもの)教育、(子どもの)健康管理、(子どもの)宗教的または文化的紐帶並びに(子どもの)スポーツ及び社会活動といった各事項を挙げた。回答の選択肢は、次の通り用意した。(a)「主に回答者」、(b)「主に……(子どもの他方親の仮名)」、(c)「父母が両方平等に」、(d)「その時々で子どもと共にいる方の親」、または、(e)「その他」。父母以外の第三者が主に決定を行っていると回答した場合は、それが誰であるかを尋ねた。

※3 父母の10%は「分からぬ」という回答で、1%は未回答であった。これらの父母については、本分析から除外した。本設問に対して「分からぬ」と回答した父母の多くは、おそらくは、当該事項が自分達とは無関係な事項である(例えば、無宗教等)ために、父母のどちらかが決定することがなかったというのがその理由であろう。

※4 「その他」としては、「その時々で子どもといふ方の親」及び「その他第三者」という回答を含む。

※5 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に100.0%にはならない場合がある。

表(9) 裁判所命令における親責任に関する措置内容——法制改革以前・以降別  
（【Table 8.2/ 8.3/ 8.7】・187、190頁）

裁判所の決定による命令	裁判所命令における親責任に関する措置の内容の割合 (単位: %)									
	法制改革前			法制改革後						
	裁判所の決定による命令	合意による命令	全体	裁判所の決定による命令	合意による命令	家庭内暴力・児童虐待の嫌疑主張あり(※2)	家庭内暴力の嫌疑主張あり(※2)	児童虐待の嫌疑主張あり(※2)	暴力・虐待の嫌疑主張なし(※2)	全体
父母の共同親責任(※3)	44.0	79.9	76.3	56.1	90.9	75.8	79.6	71.9	89.8	86.5
母親の単独親責任	27.8	8.3	10.3	28.2	5.4	14.0	18.5	18.0	4.9	8.2
父親の単独親責任	10.3	2.9	3.6	6.2	0.9	4.0	1.0	4.4	1.8	1.6
その他(※4)	17.9	8.8	9.8	9.4	2.8	6.3	0.9	5.6	3.4	3.6
合計	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0	99.9	99.9	99.9
対象たる子どもの総数	251名	908名	1,159名	222名	1,119名	140名	152名	129名	395名	1,341名

※ 1 出典は、法制改革以前のケースはオーストラリア家庭裁判所・連邦治安判事裁判所（以上、メルボルン・パースの各州）・西オーストラリア州家庭裁判所の裁判所記録、法制改革以降のケースはオーストラリア家庭裁判所・連邦治安判事裁判所（以上、シドニー・ブリスベン・メルボルン・パースの各州）・西オーストラリア州家裁の裁判所記録である。

※ 2 家庭内暴力及び児童虐待の嫌疑主張の有無別の統計データは、裁判手続を経ることなく合意に至ったケース（525名分）を除く。「家庭内暴力の嫌疑主張あり」とは、父母において、家庭内暴力（性的暴力）、家庭内暴力（身体的暴力）、家庭内暴力（感情的／心理的な暴力・脅迫）、または家庭内暴力保護命令が主張された場合を指す。「児童虐待の嫌疑主張あり」とは、子どもを性的な危害から保護する必要性、感情的／心理的な危害から子どもを保護する必要性、ネグレクトから子どもを保護する必要性、または家庭内暴力の目撃から子どもを保護する必要性のいずれかの必要性が訴えられた場合を指す。

※ 3 「共同親責任」命令は、一部事項について例外を定める命令を含む（但し、全体の1%未満）。

※ 4 「その他」の命令は、法制改革以降のケースについてのみ、母方祖父母、父方祖父母、その他親族にそれぞれ単独親責任を認める命令や、父母に加えてこれら親族に親責任を付与する命令を含む。

※ 5 本統計データは、親責任に関する決定が実施可能であり、かつ裁判所記録に残っているものに限っている。法制改革以前のケースについては子ども1,297名中1,159名分が、法制改革以降のケースについては1,672名中1,341名分が対象となっている。

※ 6 割合は加重平均した値である。

※ 7 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に100.0%にはならない場合がある。

表(10) 法制改革前後における財産分配の取り決め内容  
(父母の取り分) ([Figure 9.15/9.16]・226頁)

	弁護士回答における、財産分配における父母の取り分の平均値の回答割合 (単位: %)			
	法制改革以前		法制改革以降	
	父親	母親	父親	母親
11~15%				
16~20%	0.5			
21~25%	2.2			
26~30%	6.6			
31~35%	31.7		6.1	0.5
36~40%	56.3		31.3	
41~45%	2.2	0.5	2.2	0.5
46~50%			44.1	15.1
51~55%		2.1	15.6	43.8
56~60%		54.3		32.4
61~65%		34.0		6.5
66~70%		6.4	0.6	1.1
71~75%		2.1		
76~80%		0.5		
81~85%				
86~90%				
91~95%				
96~100%				

※1 出典は FLS2008 調査。

※2 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に 100.0% にはならない場合がある。

表(11) 家族関係支援サービス利用中における安全面の懸念の有無  
（【Table 10.3】・241頁）

	各評価事項に対する賛成回答の割合（単位：%）					
	FRC	FDR	他のPSS	EIS	全体平均	回答者数合計
サービスの対応対象たる人物について何らかの恐怖を示した	30.6	28.9	53.4	19.0	28.7	2,335名
サービスのセッション中に上記人物について恐怖を感じることがあった	24.8	25.7	38.1	15.7	23.2	2,335名
サービス利用中、セッション外にて脅迫または虐待を受けた	25.8	29.2	33.5	16.3	23.8	2,335名
サービス利用時に、上記人物に関する懸念または恐怖について対応を受けた（※4）	61.7	59.1	69.3	71.1	65.2	670名
懸念または恐怖が養育措置の取り決め／養育計画に関する交渉力に影響を及ぼした（※5）	48.4	50.5	36.8	-	48.1	620名

※1 出典は Survey of FRSP Clients 2009 調査。

※2 本調査の回答者は、自身にとっての現パートナー、前パートナー、及び／または孫の父母に関する問題をめぐってサービスを利用した者等である。

※3 各設問事項に対する回答選択肢は、「はい」、「いいえ」または「回答したくない」であった。「回答したくない」という回答はごく少数であり（5%未満）、本表における賛成回答の割合算出にあたって総計数に含めている。

※4 本設問事項は、サービスの対応対象である者と共にいることについて恐怖を示したという回答者に対してのみ尋ねた。

※5 本設問事項は、自身の安全面に関する懸念を示し、かつ、FRC、FDR 及び POP 利用者であった回答者に対してのみ尋ねた。祖父母に対しては、自分が孫と共に過ごす時間措置の取り決めの能力に関して尋ねた。

表(12) サービス機関における暴力・虐待ケースへの対応能力の自己評価  
【Table 10.6/ 10.7】・244頁)

	各評価事項に対する賛成回答の割合 (単位: %)				
	FRC	FDR	FRAL	他のPSS	EIS
児童虐待及び／またはネグレクトが判明したケースについて、適切なサービスへの紹介を行うことができる	95.1	93.9	92.4	96.0	94.2
家庭内暴力が判明したケースについて、適切なサービスへの紹介を行うことができる	95.1	90.1	93.8	93.9	94.0
子どもが児童虐待及び／またはネグレクト若しくは家庭内暴力の危険にさらされている家族を支援することができる	79.7	78.4	77.4	90.6	86.4
家庭内暴力の危険にさらされている利用者を支援することができる	90.1	90.7	89.4	90.0	94.0
子どもが児童虐待及び／またはネグレクトを受けた経験のある家族を支援することができる	81.2	79.7	78.3	90.9	85.5
家庭内暴力を経験した利用者を支援することができる	91.0	89.6	87.7	95.1	94.7
児童虐待及び／またはネグレクトの嫌疑をかけられた利用者を支援することができる	77.0	73.3	70.2	93.2	80.1
家庭内暴力の嫌疑をかけられた利用者を支援することができる	84.6	85.5	75.8	92.2	88.9
利用者が他者に危害を加える危険性があるケースを識別することができる	83.2	84.0	87.2	85.4	88.2
回答件数	248件	84件	81件	106件	335件

※ 1 出典は Online Survey of FRSP Staff 2009 調査。

表(13) 子どもの福祉に対する世話時間の配分及び安全面の懸念の悪影響の評価  
（【Figure 11.11/ 11.12】・271頁）

	子どもの福祉の予測値					
	健康面		学習面		対人関係	
	主に母親と暮らしている	世話時間の分担	主に母親と暮らしている	世話時間の分担	主に母親と暮らしている	世話時間の分担
安全面の懸念なし	1.47	0.86	5.0	3.7	5.9	4.1
安全面の懸念あり(※3)	2.63	4.60	5.8	7.9	7.1	2.6

子どもの福祉の予測値							
生活全般		行動面の問題(SDQ)		感情面の症候(SDQ)		行動上の問題(BITSEA)	
主に母親と暮らしている	世話時間の分担	主に母親と暮らしている	世話時間の分担	主に母親と暮らしている	世話時間の分担	主に母親と暮らしている	世話時間の分担
3.7	3.0	1.6	1.4	1.8	1.6	2.1	2.5
4.4	10.2	1.6	2.1	2.1	2.8	2.7	4.3

※1 出典は LSSF W1 2008 調査。

※2 表記の数値は、世話時間の配分と安全面の懸念の有無以外の説明変数を、各世話時間の配分及び安全面懸念の有無の組み合わせ別にサンプルの平均値(父母合算)に既定化した上で算出した予測値である。数値が高ければ高いほど、子どもの福祉は不良ということになる。

※3 安全面の懸念の有無は、母親の回答に基づく。

表(14) 法制改革以降における、ICL選任ケースが全ケースに占める割合及び件数  
（【Figure 13.5/ 13.6】・310頁）

決定の種類別	裁判所の決定	合意命令	訴訟開始後における合意命令	全体
ICL選任ケースが全体に占める割合（単位：%）	29.6	2.1	24.5	17.3
件数	68件	7件	94件	169件
裁判所別	オーストラリア家庭裁判所	連邦治安判事裁判所	西オーストラリア州家庭裁判所	全体
ICL選任ケースが全体に占める割合（単位：%）	17.0	19.5	13.3	17.3
件数	53件	73件	43件	169件

※1 出典はオーストラリア家裁、連邦治安判事裁及び西オーストラリア州家裁の裁判所記録。

※2 ICL選任数は最終的な申立てに基づく。

表(15) 各裁判所における子どもに関する終局命令申立件数の推移 (2004~09年)  
 (【Table 13. 2】の一部、【Table 13. 3】・305~306頁)

	各終局命令の申立件数 (単位: 件)				
	2004~05年	2005~06年	2006~07年	2007~08年	2008~09年
オーストラリア家庭裁判所					
①子どもに関する命令	6,361	5,345	3,673	1,760	1,523
②子ども及び財産に関する命令	2,126	2,134	1,405	543	563
①+②の合計	8,487	7,479	5,078	2,303	2,086
連邦治安判事裁判所					
①子どもに関する命令	7,619	8,128	10,186	8,833	9,615
②子ども及び財産に関する命令	1,218	1,277	1,771	1,349	1,372
①+②の合計	8,837	9,405	11,957	10,182	10,987
オーストラリア家庭裁判所 + 連邦治安判事裁判所					
①子どもに関する命令	13,980	13,473	13,859	10,593	11,138
②子ども及び財産に関する命令	3,344	3,411	3,176	1,892	1,935
①+②の合計	17,324	16,884	17,035	12,485	13,073
西オーストラリア州家庭裁判所					
①子どもに関する命令	1,563	1,542	1,531	1,286	1,323
②子ども及び財産に関する命令	301	326	314	174	153
①+②の合計	1,864	1,868	1,845	1,442	1,476
オーストラリア家庭裁判所 + 連邦治安判事裁判所 + 西オーストラリア州家庭裁判所(※2)					
①子どもに関する命令	15,543	15,015	15,390	11,861	12,461
②子ども及び財産に関する命令	3,645	3,737	3,490	2,066	2,088
①+②の合計	19,188	18,752	18,880	13,927	14,549

※1 出典はオーストラリア家裁、連邦治安判事裁、及び、西オーストラリア州家裁の裁判所統計(2004~09年)。

※2 三つの裁判所における、①子どもに関する命令、及び、②子ども及び財産に関する命令のそれぞれの申立件数の合計は、本報告書全体版には記載されていないので、その他の数字を基に訳者において計算したものである。

※3 報告書要約版18頁のグラフは本表と同内容なので、本稿においては省略する。

※4 端数処理の関係上、各項の合計が厳密に100.0%にはならない場合がある。